

平成22年第4回砂川市議会定例会

平成22年12月7日（火曜日）第2号

○議事日程

開議宣告

- 日程第 1 議案第 1号 平成22年度砂川市一般会計補正予算
議案第 2号 平成22年度砂川市介護保険特別会計補正予算
- 日程第 2 一般質問
延会宣告

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第 1号 平成22年度砂川市一般会計補正予算
議案第 2号 平成22年度砂川市介護保険特別会計補正予算
- 日程第 2 一般質問

一ノ瀬 弘 昭 君
小 黒 弘 君
土 田 政 己 君
武 田 圭 介 君

○出席議員（13名）

議 長	北 谷 文 夫 君	副議長	東 英 男 君
議 員	武 田 圭 介 君	議 員	増 田 吉 章 君
	飯 澤 明 彦 君		中 江 清 美 君
	吉 浦 やす子 君		一ノ瀬 弘 昭 君
	尾 崎 静 夫 君		土 田 政 己 君
	辻 勲 君		小 黒 弘 君
	沢 田 広 志 君		

○欠席議員（1名）

議 員 矢 野 裕 司 君

○ 議 会 出 席 者 報 告 ○

1. 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

砂 川 市 長	菊 谷 勝 利
砂川市教育委員会委員長	柴 田 良 一

砂川市監査委員	奥山昭
砂川市選挙管理委員会委員長	曾我治彦
砂川市農業委員会会長	奥山俊二

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

副市長	小原幸二
市立病院長	小熊豊
総務部長兼会計管理者	角丸誠一
市民部長	井上克也
経済部長	栗井久司
建設部長	西野孝行
建設部技監	金田芳一
建設部審議監	山梨政己
市立病院事務局長	小俣憲治
市立病院事務局審議監	佐藤進
総務課長	古木信繁
広報広聴課長	湯浅克己

3. 砂川市教育委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

教育長	四反田孝治
教育次長	森下敏彦

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

監査事務局局長	中出利明
---------	------

5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

選挙管理委員会事務局長	角丸誠一
-------------	------

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

農業委員会事務局長	栗井久司
-----------	------

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

事務局局長	河端一寿
事務局次長	加茂谷和夫
庶務係長	佐々木純人
議事係長	石川早苗

開議 午前 9時58分

◎開議宣告

○議長 北谷文夫君 おはようございます。休会中の本会議を再開いたします。

本日の会議を開きます。

本日の会議に欠席の届け出のあった方を事務局長に報告させます。

事務局長。

○議会事務局長 河端一寿君 本日の会議に欠席と届け出のありました議員は、矢野裕司議員であります。

○議長 北谷文夫君 議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

直ちに議事に入ります。

◎日程第1 議案第1号 平成22年度砂川市一般会計補正予算

議案第2号 平成22年度砂川市介護保険特別会計補正予算

○議長 北谷文夫君 日程第1、議案第1号 平成22年度砂川市一般会計補正予算、議案第2号 平成22年度砂川市介護保険特別会計補正予算の2件を一括議題とします。

予算審査特別委員長の報告を求めます。

予算審査特別委員長。

○予算審査特別委員長 尾崎静夫君 (登壇) 予算審査特別委員会に付託されました議案に対する審査の結果についてご報告申し上げます。

12月6日に委員会を開催し、委員長に私尾崎、副委員長に飯澤明彦委員が選出され、各議案について慎重に審査した結果、議案第1号、第2号の平成22年度一般会計、特別会計の2会計補正予算は、簡易による採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長 北谷文夫君 これより予算審査特別委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで予算審査特別委員長の報告に対する質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第1号及び第2号を一括採決いたします。

本案を、予算審査特別委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、予算審査特別委員長の報告のとおり可決されました。

◎日程第2 一般質問

○議長 北谷文夫君 日程第2、一般質問に入ります。

質問通告者は6人であります。

順次発言を許します。

一ノ瀬弘昭議員。

○一ノ瀬弘昭議員（登壇） おはようございます。それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきたいと思っておりますけれども、私は今回も大項目を一問と定義する一問一答方式を採用し、お伺いしたいというふうに思います。

今回の私の質問は、大きく2点であります。まず、1点目は、病児、病後児保育事業の創設についてお伺いしたいと思います。長引く景気の低迷から、近年少しでも家計の足しにしようとの思いからパートやアルバイトなど共働きをする子育て世帯の若い方々が増加しているのはご案内のとおりであります。しかし、小さな子供を抱えて火事、育児と仕事の両立というのは思いのほか苦労の連続であります。ここにおられる大多数の方が経験済みのことと存じ上げますけれども、小さな子供は身体的に成熟した大人と比較して免疫機能も極めて弱く、ちょっとした環境の変化で頻りに風邪を引いたり胃腸炎等を起こしたり熱を出すなど、不調を訴えることはよくあります。しかし、そのたびごとに仕事を休んでいる就業者の方は多くおられるところであります。病児保育あるいは病後児保育というのは、子供が風邪や腹痛など軽い病気の場合あるいは病気が完治しかけの時期にそうした子供たちを預かってもらうことのできる保育所であります。こうした病児、病後児保育所の多くは、診療所や一般の保育所等に併設されている場合が多く、本年9月6日現在の統計では全国で849カ所、全道でも18カ所の施設が設置されております。近隣では、滝川市で1カ所設置されているのはご承知のことと存じ上げます。こうした新しい発想で設置された施設もまだまだ数が少なく、加えて定員数にも限りがあるため、必ずしも利用したいときに利用できるかという点については問題はありますけれども、必要に迫られて仕事を持つ親にとってみては心強い施設であることは間違いございません。そこで、近隣市町と比較しても子育て支援の進んだ砂川市も病児、病後児保育事業を創設してみたいかかと私は考えておりますけれども、市としての考え方についてお伺いいたします。

続いて、2点目の市道の除雪、排雪についてお伺いいたします。ことしは、全国的に記録的な猛暑が続く異常な夏でしたけれども、例外なく冬の時期が到来いたしました。ことしの夏は、例年と比較して非常に降雨量が少なかったことも記憶に新しいところであります。そのことにより、冬期の降雪量が多い年になるのではとの専門家の見方もあります。そこで、こうした不測の事態が生じた場合にも対応すべく、以下小さく2点についてお伺

いしたいと思います。

まず、(1)として本年度の除雪事業の詳細がどのようになっているのかをお伺いいたします。

次に、(2)番ですが、万が一、いわゆるゲリラ豪雨ならぬゲリラ降雪等が発生した場合や、あるいは例年よりも降雪量が多かった場合の対応策をどのように考えておられるのかをお伺いいたしまして、私の一般質問の1回目とさせていただきます。

以上です。

○議長 北谷文夫君 市民部長。

○市民部長 井上克也君 (登壇) 私のほうから大きな1の病児、病後児保育事業の創設についてご答弁を申し上げます。病児、病後児保育事業は保護者が就労している場合等において、子供が病気の際に自宅での保育が困難なときなど病院や保育所等において病気の児童を一時的に保育するほか、保育中に体調不良になった児童への緊急対応等を行うことで保護者の仕事と育児の両立を支援し、安心して子育てができる環境を推進するものであり、道内においては本年9月現在で札幌市、旭川市など10市2町が18カ所の施設で実施しているところであります。病児、病後児保育事業の累計は、児童の病気が回復期に至らない場合に保育する病児対応型、回復期であるが、まだ集団保育が困難な場合の病後児対応型、保育中に発熱するなどの体調不良児対応型があり、おおむね小学校3年生までの児童を対象とした保育で、病院、診療所、保育所等において付設された専用スペースなどを利用し、実施をしている状況にあります。本市における子育て支援の施策につきましては、本年度から平成26年度までの5カ年を計画期間とする次世代育成支援地域行動計画を基本に推進しており、国が目標の報告を求める事業では新たに休日保育事業、ファミリーサポートセンター事業について取り組むこととしているところであります。

ご質問の病児、病後児保育事業の創設についてであります。近年は共働き世帯も多い中、核家族化の進行や仕事との関係においてお子さんの急病時には仕事を休んだり親族や知人に預けるなどで対応している状況と認識しているところではあります。病児、病後児保育事業の実施に向けては児童の静養などを目的とした観察室、安静室など専用の部屋の設置や設備の問題のほか、看護師等の配置も必要となってくること。また、保育所併設型では先進事例においても医療体制の関係から受け入れられる病状に制約が出るなど、運営面で難しい状況も想定されるところであります。しかしながら、子育て支援の充実は本市におきましても重要な取り組みであり、病児、病後児保育事業につきましては保護者の子育てと就労の両立を支援する事業であることから、施設面、運営面のほか保護者の状況など十分に調査することに加え、利用に当たっては一時的な病児、病後児に限定される事業であり、施設の有効利用や効率性の観点から事業経営も含めて慎重な検討が必要であると考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長 北谷文夫君 建設部長。

○建設部長 西野孝行君（登壇） 大きな2の市道の除雪、排雪についてのご質問にご答弁申し上げます。

初めに、（１）、本年度の除雪事業の内容の詳細についてのご質問でございますが、本年度の除雪事業につきましては市民生活及び交通網の安全確保を重点に車道除雪448路線、182.39キロメートル、歩道除雪58路線、48.55キロメートルのほか、橋梁や跨線橋など8カ所で人力除雪を行うこととしております。除雪車の出動基準は、降雪量が10センチメートル以上の場合や暖気や吹雪などにより道路状況が悪化し、交通に支障が生じている場合、もしくはそのような状況が予想される場合に出動することとしており、除雪作業は午前7時までには終了することを目標としております。また、交差点等の事故防止対策として交差点に進入する車両や横断する歩行者を進入することが困難である場合には、交差点周辺の排雪に取り組むとともに、凍結路面对策として主要幹線道路39路線、78カ所で砂散布を計画しております。さらには、主要幹線道路を中心に排雪を行ってまいります。必要な道路幅員の確保が困難となった場合は市内一斉排雪を実施する計画としております。以上、これらの対応を市内全域で図るため、除雪等の委託業者に対し市保有の機械貸与も行い、機動力の確保を図っているところでございます。

次に、（２）の万が一ゲリラ降雪などが発生した場合や例年よりも降雪量が多かった場合の対応策をどのように考えているのかについてのご質問でございますが、本市の過去5年間の平均降雪量が約7メートル30センチメートルであるのに対し、昨シーズンの降雪量は9メートル76センチメートルと近年にない大雪であったところであり、市民の皆さんも雪捨て場等々にご苦労をされましたが、市内一斉排雪を2回にわたり行い、道路交通の安全確保を図ったところであります。今後においても、適切な除雪車出動を行うとともに、道路状況の把握に努め必要に応じて適時排雪に努めてまいりたいと存じます。また、ゲリラ降雪等集中的な大雪が降った場合は、降雪量の状況や道路状況に応じた緊急除雪や緊急排雪など、道路交通の安全確保に向けた必要な対応をとらなければならないと考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

○議長 北谷文夫君 一ノ瀬弘昭議員。

○一ノ瀬弘昭議員 それでは、まず1点目の病児、病後児の保育の関係から再質問をさせていただきますと思いますが、部長からご答弁いただきましたとおり、子供が、いわゆる時期はいろいろとありますけれども、回復期前あるいはその回復期に入った場合等々対応するというので病児保育所あるいは病後児保育所ということできざまな取り組みがされているところであります。部長からのご答弁もありましたとおり、北海道でも18カ所設置されているということで、1回目にも私お話ししたのですけれども、滝川でもこれを新たに始めたということで結構利用されているのかなというふうに思っております。私も一度これは早い時期に見に行ってきました。非常に小ぢんまりとしたスペースではあるのですけれども、そういった子供さん方を見る分には十分かなというふうに思っ

見てきた記憶があります。そういった数多くの施設も、先ほど部長の答弁にありましてとおり、急病時そういった部分での実態に向けての観察、安静室だとかの設置云々という問題点ありましたね。それから、看護師の派遣をどうしたらいいのだろうかという問題も当然あったでしょうし、そういった病状に一定の制約があるという、そういった子供を見ていけばいいのだろうかという根本問題だと思いますけれども、それら部長がご答弁されたさまざまな問題を解決して設置に至っているということなので、少なくとも砂川市が全国で初めてということではないので、今後のこれは課題になると思うので、私はあえて今回これを掘り下げてお伺いするつもりは毛頭ないわけで、そういったさまざまな調査研究をしていただいて、せっかく学童保育も充実していますよということですか、さまざまな子育て支援では近隣の市町村から比較すると、私は砂川市の子育て支援というのは進んでいるものなのだろうなというふうにちょっと思っているのですけれども、そういった部分に今回これを一石を投じるようなそういった気持ちで一般質問に取り上げさせていただいたのですけれども、いずれにしても調査しながら十分に慎重にということでしょうか、検討していくということなので、今後の取り組みに期待したいわけなのですけれども、私にとって、これは学童保育の問題以来の大きな私の仕事だというふうにちょっと思っているものですから、これは今後も取り組んでいきたいのですけれども、私も多くの若い方々からお話をお伺いしまして、今回どうしてもこれを取り上げなければならないなということで決意新たにこの場に立っているわけなのですけれども、実際この調査をしたいということだったので、そういったニーズの調査もあるでしょうし、そういった病状のときにどういうふうな保育を求めているのだろうかといういろんな調査があると思うのだけれども、実際にその調査というのをどのような形で行おうとされているのか、この場で改めてお伺いしたいなというふうに思います。

以上です。

○議長 北谷文夫君 市民部長。

○市民部長 井上克也君 今後の調査の考え方でありまして、お隣滝川市ではそういった保育事業をスタートさせました。9月の13日からスタートしたということでありまして。近隣にそういった、身近なところでそういった事業を目の当たりにできますので、ただこれら滝川市の状況につきましても、やはりある程度半年、1年と軌道に乗った中で職員のいろんな検証も含めて現地の視察したいと、あるいはいろんなお話も多方面から聞いてみたいというふうに思っています。

また、もう一つの調査、保護者がどういう状況にあるのかということでありまして。実は、今回の行動計画をつくる、支援計画をつくる際にそれぞれ就学前の児童の保護者、就学している児童の保護者、それぞれからアンケートをいただきました。特に就学前の児童の保護者につきましては、病気のときにどのようなことで対応していますかという中で、やはり母親、私が仕事を休んでみた、あるいは父親が私にかわって仕事を休んでみた、あるいは

は親族、知人に預けたというようなケースがあります。そういった方の中から、それでは施設についてはどうでしょうかと、施設があったらいいですねと、お答えした方もその中から33%ほどという数字も出ていますが、この調査の際にはあったらどうですかというような中で、こういった病児、病後児保育事業の詳しい内容、特に利用料もこれぐらいは平均的にかかりますよとか、そういったことなしに今の状況はどうですかというアンケートでしたけれども、やはり検討する際にはしっかりと病児、病後児保育事業の内容、あるいはその問題点等もアンケートしていただける方に状況がわかるような形でしっかりと意見、アンケートを聴取してみたいというふうに考えてございます。

○議長 北谷文夫君 一ノ瀬弘昭議員。

○一ノ瀬弘昭議員 詳しくご答弁いただきまして、わかりました。やはり学童保育のときもそうでしたけれども、こういったニーズ調査というのは物すごく大事なことなのだろうなというふうに思うものですから、なかなか一步事業を進める、あるいはそういった部分のときに本当に利用される方がいるのだろうかというところはやっぱり不安材料なのだと思いますけれども、少なくとも、これ全国的に言われていることなのだと思いますけれども、やはりこういった施設は大事だということは皆さんの共通認識だなというふうに思うものですから、今後十分にこれをニーズの調査をされた中で子育て支援の一翼を担えるような形にしていいただければ、私は今回こういう方向性でお話をしていますけれども、やはりこの間の話ではない、これは別に質問でないのですけれども、私の思いなのですけれども、子育て支援が充実してくると若い方々でにぎわうまちになってくるのだろうな。そのことによって人口流出というのも一定程度防げるのだろうなと、私はそういった思いを持っているものですから、そういった部分で実現して、今後実現していただければなというふうに思っておるのですけれども、こういった病児、病後児保育という観点からこの子育て支援の充実という部分を市長としてどのようにお考えになっているかということをお伺いしたいのですけれども、市長どうでしょうか。ご答弁いただけませんか。

以上です。

○議長 北谷文夫君 副市長。

○副市長 小原幸二君 (登壇) 病児、病後児保育という部分では、簡単に病児、病後児というお話でございますけれども、これは非常に難しい事業でございます。なぜかというところ、この事業は全く採算ベースに合わないという部分が一つにはございます。そんなような状況で、私もちょっとインターネット等々で調査してみた経過がございます。そんなような状況の中で、平成17年に東京都で病児、病後児にかかわる事業のマニュアルという部分をつくっております。これは別にして、今先ほど市民部長のほうから調査の内容等々についても実はお話がございました。この病児と病後児というのは全く違います。病気中のお子さんを預かる部分が病児保育であって、この病児保育については、これは要するにドクター、医者が常駐するような形で、ほとんどが医療施設の併設型でございます。そ

れから、病後児保育という部分については、先ほど説明があったように回復期等々にあって、まだ集団の保育になじまないというような部分、これはいずれも医者や診断書が必要というふうな状況も実はこのマニュアルにはございました。そんなような状況の中で非常に使いづらいという部分も一つにはございますし、また東京、横浜あたりで病児保育、病後児保育というのを実施している部分がございますけれども、1カ所の定員が大体4名程度というような状況も一つにはあります。ですから、そういう状況の中で、その保育所併設型等々で設置しても、そのサービスが非常にレベルがアップするというような状況になります。保育児童がそこに集中してくるというような状況も一つにはあります。私ども、今この保育所については、広域保育というような部分で、この近隣の自治体から砂川市の保育所にも入れるし、砂川市の市民、住民がほかのまちの保育所にも入れると、こういう広域保育連携を実はとっております。そんなような状況の中で、今滝川が始めたというような状況でございますけれども、これは近隣の保育所等々とある程度の足並みをそろえなければならない部分が一つにはあるのかなというふうにも考えます。そんなような状況で、たくさんこれはお話ししなければならない部分たくさんございますけれども、病後児保育の関係についても、これは要するに嘱託医というか、こういう部分も確保しなければならないという部分がございますし、各それぞれ子供さんが病後児で回復期にあるというような状況であっても、その子供さんのかかりつけ医という部分がございますから、そこら辺での結局嘱託医との連携というような部分も必要になってまいりますし、また地域全体の医師会との連携も必要になるというような部分が実はございます。そんなような状況の中で、これはそこら辺の連携等々もしっかり詰めていかなければ、なかなかこれは実施に至るというような状況にはなっていないのかなというふうにも考えますけれども、いずれにしても子育てというような部分では非常に大事な部分だとは考えております。そんなような状況で、これは慎重審議調査をかけながら前向きに対応してまいりたいというように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 北谷文夫君 一ノ瀬弘昭議員。

○一ノ瀬弘昭議員 ただいま副市長のほうから詳細なご答弁を、難しさという部分も含めてご答弁いただいたわけですが、私もその辺は重々承知しておりまして、そういった困難を乗り越えて、滝川市のことばかり言うわけではないですけれども、道内でも18カ所、また全国的に言えば849カ所というのが、そういったさまざまな困難を乗り越えた中で設置しているという部分を評価したいなというふうに思っているのですけれども、幸いにして砂川の場合は市立病院が、大きな病院がありまして、そこのどういうことになるかわかりませんが、うまく連携をとることによって、先ほど採算ベースというお話もありましたけれども、そういった部分も含めてどういう連携が市立病院ととれるのだろうか、あるいは先ほどもお話出てきました広域保育の関係で砂川から奈井江のほうに行っている方もおられますよね。私も聞いているのですけれども、そういった部分からい

けば対象者が砂川市に住む子供さんだけに限らないという部分からいけば、これはまた門戸が広がるわけですから、その採算ベースという部分からしてみれば、ほかのこういった、今まで設置しているところよりも、もしかしたらハードルがちょっと下がるのかなという気もしているものですから、その部分も含めて、これは今後の検討課題ということで十分調査をしていただければなというふうに思っております。いずれにしても、子育て支援というのは大事だというのは本当に共通認識なところだと思いますので、ここを採算ベースに合わないものとしてあれするのか、それとも福祉の一環として考えるのか、その辺の考え方はあるかと思えますけれども、いずれにしてもそういった部分も含めながら実施に向けた検討あるいは調査を早急にはならないかもしれませんが、今後に向けて行っていただきたいということを最後に申し添えて終わりたいと思います。

それから、除雪の関係ですけれども、これまた詳細な路線数あるいは総延長等々もご答弁いただきましたし、出動基準等々も10センチ以上あるいは暖気で道が悪くなっちゃったよ、あるいはそういうことが予想される場合に出動するというご答弁いただきました。こういった部分につきましては、毎年のことになるので、その基準をもって業者の方々も十分になれて、なれるということは安全面を確保しながらのことですけれども、そういうことをご尽力されているのだろうなというふうに思いました。

それから、1点だけちょっと確認したいのですけれども、確認というかお伺いしたいのですけれども、先ほどのご答弁の中で5年間の平均では7メートル30センチでしたと。ところが、昨年の方はそれを上回る9メートル76センチということで、市内一斉排雪を2回行ったよということでご答弁をいただいたところであります。そこで、この部分でちょっとお伺いしたいのですけれども、十分に私はご答弁を聞いていて安心したのだけれども、ちょっと1点だけ確認といいますか、お伺いしたいのは、昨年2回目の一斉排雪の部分につきましてはたしか補正組んだ格好になったのかなというふうにちょっと記憶しているのですけれども、そこで相当のタイムラグといいますか、排雪が補正の関係でとまってしまって、次の排雪までちょっと期間が、要するに引き続き排雪するまでのタイムラグがあって、その部分で住民も苦労した部分がありましたので、できれば専決処分とは言いませんけれども、そういうことは言いませんけれども、何かしらの手法によって、いわゆる議会の議決が通る前にでも着手できるような何か手続上の何かがあればいいのかな。市民の方々も悪路に悩まされないで済むのかなというふうにちょっと思っているのですけれども、その辺、いずれにしてもこういったやはり困ることは困るので、その辺のちょっとお考えを再度、排雪をする部分での困難性というものもあるのだと思うのですけれども、その辺も含めながら、その辺の私がお伺いしたタイムラグの解消という部分でお答えいただければと思いますけれども、以上です。

○議長 北谷文夫君 建設部長。

○建設部長 西野孝行君 排雪につきましては、1回目のご答弁でも申し上げましたよう

に、除雪では必要な道路幅が確保できない。道路交通の安全確保の面で支障があるという場合にこれは行っているわけであります。それで、昨シーズンの場合、少しタイムラグが生じたよというようなことで、その解消する方策を考えていただきたいというご質問かと思えますけれども、ご指摘のように専決処分というのは一つの方法であります。議会を招集するいとまがない場合には、自治法上もそういう対応ができるというようなことになっておりますけれども、まずは私どもはそういったことも、そういう選択肢もあろうかと思えますけれども、日常のやはり道路状況の把握に努めてまいりまして、必要なときに、またこれが補正が必要であれば、そういったこともお願いをします。道路交通安全確保上、必要な状況と判断される場合には、これはご理解をいただいて、何としてもこれは対応していかなければならないというふうに考えてございますので、そういう手法のことも検討課題としながら対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長 北谷文夫君 一ノ瀬弘昭議員。

○一ノ瀬弘昭議員 部長の言わんとする答弁というのも理解しましたので、わかりました。平たく言うと、その排雪の時期あるいは補正をかけなければならないのであれば、その補正をかける時期についても十分見きわめながら、タイムラグが生じないようにという部分なのだと理解しましたので、ぜひとも大変かと思えますけれども、重大事故につながる危険性のある悪路というのは近年ちょっとなかなか砂川市では見かけない、きれいな除雪になっていると私は思っておりますけれども、そういったタイムラグが生じることによって、それが1日、2日、雪降らない日があればいいのだけれども、そのやっている間にどんどん、どんどん雪が降ってくるという場合についてはどうもなくなってくるので、その辺十分、ただいまのご答弁にありましたように十分に見きわめていただいて、道路の確保に努めていただければなということを、これ毎年私この時期に除雪の質問しているのですけれども、そういったことを改めましてお願い申し上げて、私の一般質問を終わりたいと思えます。

以上です。

○議長 北谷文夫君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 (登壇) それでは、一般質問を行います。

まず、1点目に国の平成22年度補正予算について伺います。国の平成22年度補正予算、いわゆる円高、デフレ対応のための緊急総合経済対策が11月26日に国会で成立しましたが、地域活性化交付金3,500億円や地方交付税を今年度中に3,000億円交付するなど、砂川市に関係するような内容も盛り込まれています。そこで、国の補正予算に対して砂川市ではどのような事業を検討しているのかを伺います。

2点目には、市立病院についてを伺います。市立病院新本館が開院して1カ月が経過しました。開院直後でもあり、来院者、病院双方にふなれによると思われる若干の混乱が見受けられます。早期の改善も必要であると考え、以下について伺います。

1点目は、外来診療について。新病院になって待ち時間が改善されると思っていたが、相変わらずだと多くの声が寄せられます。細かく①として、初診以外、自動再来受付機で受け付けをする理由についてを伺います。小さな②として、外来の待ち時間は改善されているのかを伺います。③として、新本館開院後の外来患者数の推移についてを伺います。

続いて、市立病院の2点目ですけれども、新病院になってますますボランティアの皆さんの役割が大きくなっているように思いますが、仕事の内容と登録人数についてを伺います。

3点目に、来院者の声を早い段階で聞くようにすることが大切であると思いますが、その考えについてを伺います。

大きな3点目としては、小学校における外国語教育についてです。来年4月から小学校5、6年生の外国語活動が週1時間、年間35時間必修になります。これまでの市内小学校における外国語教育の実績と来年度からの教育内容についてを伺います。

○議長 北谷文夫君 総務部長。

○総務部長 角丸誠一君（登壇） 大きな1の国の平成22年度補正予算についてご答弁申し上げます。

国の補正予算第1号につきましては、10月8日に閣議決定された円高、デフレ対応のための緊急総合経済対策を実施するために必要な経費として4兆8,513億円が追加計上されるなど、既定経費の減額を含め総額4兆4,292億円の補正予算として成立したものであります。今回の補正予算においては、円高、デフレ対応のための緊急総合経済対策における地域の目線に立った支援の拡充として地域活性化、社会資本整備、中小企業対策に係る新たな地域活性化交付金である観光地における電線地中化など地域の活性化ニーズに応じてきめ細かな事業が実施できるよう支援するためのきめ細かな交付金2,500億円と、これまで住民生活にとって大事な分野でありながら光が十分に当てられてこなかった分野として地方消費者行政、DV対策、自殺予防等の弱者対策、自立支援、知の地域づくりに対する地方の取り組みを支援するための住民生活に光をそそぐ交付金1,000億円が計上されたところであります。きめ細かな交付金は、2,500億円のうち市町村分として1,500億円が配分され、地方交付税の包括算定経費や地方再生対策費の算定に準じて交付限度額が決められ、本市では4,947万円の算出したところであります。また、住民生活に光をそそぐ交付金は1,000億円のうち市町村分として300億円が配分され、人口や財政力指数に基づき交付限度額が決められ、本市では1,071万9,000円と算出したところでありますが、さらに2次分として事業の効果や地域の実情を踏まえて200億円分を配分するとされており、地域活性化交付金の対象となる事業は、10月8日以降に地方公共団体の予算に計上され、実施された事業に限るとされており、今後制度要綱などに基づき地域の活性化等につながる事業を選択してまいりたいと考えております。また、地方交付税の増額として平成22年度税収の上振れ分などを活用し

て地方交付税交付金が1兆3,126億円計上され、このうち3,000億円が地方交付税の今年度分として交付されることになり、普通交付税の再算定が行われ、雇用対策、地域資源活用臨時特例費の増額、調整額の復活により3,211万8,000円の増額となったところであります。さらに、子宮頸がん等ワクチンの接種の促進にかかわる交付金なども計上されておりますので、補正予算を活用した新たな事業の取り組みにつきましても検討を進めておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長 北谷文夫君 市立病院事務局長。

○市立病院事務局長 小俣憲治君（登壇） 私のほうから大きな2の市立病院についてご答弁申し上げます。

初めに、（1）、外来診療についての①、初診以外、自動再来受付機で受け付けをする理由についてご答弁申し上げます。新病院では、外来受診に際しまして運用を一部変更させていただきました。この変更部分につきましては、予約の患者さんも再来受け付けが必要となったことであります。旧病院での予約患者さんは、予約の時間に合わせて来院していただき、お名前を呼んで来院の確認をしておりましたが、新病院では電子カルテシステムを導入し、予約患者さんもシステム上での到着確認を必要とすることから、到着順に受け付け番号を付番していただき、外来部門における患者管理を行うために自動再来受付機での受け付けが必要となったところであり、ご理解いただきたいと思います。

次に、②の外来待ち時間の改善についてご答弁申し上げます。外来待ち時間につきましては、電子カルテの導入、オーダーリングシステムの強化、診療ネットワーク化、さらにブロック受付の設置などにより診療全体の流れをスムーズに行うことで従来からの対策事項となっております待ち時間についての短縮の対応を図ろうとしておりましたが、多くの不満のご意見をいただく結果となっております。システムなどの変更、各ブロック受付における対応、診察時間の長さ、初診時における検査対応など、多くの課題などが考えられるところであります。開院後1カ月の状況ではありますが、外来を担当する医師数が十分でない状況において、予約、診療、初診時、検査体制などそれぞれの医師の意見を聞きながら、またブロックにおける受け付け体制の迅速な対応、さらには患者さんにわかりやすい説明、ディスプレイなど表示方法についての検討など、今後も対策として進めていく所存でありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、③、新本館開院後の外来患者数の推移についてご答弁申し上げます。外来患者数につきましては、新病院では患者さんの動線が変わり、電子カルテの運用やそれに伴いますシステムの変更等による混乱を防ぐという意味で、開院当初は予約患者さんの受診については若干の調整を図りながら診療を行ってまいりました。しかし、11月に入りましてからは曜日によって若干の差はありますが、昨年同時期を上回る患者数となっております。これは、新病院効果により新患者数の増加が見られたことであり、また1日の外来患者数が1,200人を超えた診療日もあることから、今後は若干の増加が

期待できるものと考えております。

次に、(2)、ボランティアの皆さんの仕事の内容と登録人数についてご答弁申し上げます。当院では、平成16年度より市民の方々の協力を得て病院ボランティア事業を実施しているところであります。開始いたしました平成16年度のボランティア登録数は6名であり、平成17年度から平成19年度は8名で、20年度は2名の新規の申し出をいただき、現在は10名の登録者でボランティア活動を行っていただいております。お手伝いいただいているボランティア内容であります。主に自動再来受付機の操作手順の説明、各ブロック受付への案内、車いすで来られる患者さんの介助などをお手伝いいただいております。当院としてもボランティア事業は病院を知っていただくための活動として重要な事業と考えており、新病院においてもボランティアの方々と職員がともに活動できるよう環境整備について検討し、今後も活動の充実を図ってまいりたいと考えます。

次に、(3)、来院者の声を早い段階で聞くようにすることが大切であると思うがとの考えについてご答弁申し上げます。新病院が開院しましてから1カ月が経過しておりますが、まだまだふなれな点や改善が必要な点など多々あり、患者さんからもご意見をいただいております。ご質問の件につきましては、今後直接声を寄せられたりご意見箱に投函されましたご要望やご意見等についてソフト面、ハード面、それぞれ十分検討を加えるとともに、先ほども申し上げましたが、開院後1カ月の状況を検証しながら患者さんに満足いただけるよう改善を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長 北谷文夫君 教育次長。

○教育次長 森下敏彦君 (登壇) 私のほうから大きな3の小学校における外国語教育についてご答弁を申し上げます。

今次の学習指導要領の改訂により、小学校における外国語活動が新設され、小学校第5学年及び第6学年において初めて英語を中心とする学習活動が必修となりました。しかし、これまで現行の学習指導要領のもとにおいても全国的に多くの小学校において英語に関する活動や学習が取り組まれていたところであります。砂川市におきましても、平成20年度以前は市内の一部の小学校でも英語に触れる活動や外国の文化や風習等について理解をする学習が展開をされておりました。具体的な内容といたしましては、1年から6年生までさまざまな取り組みがなされており、英語の歌やゲームなどの活動が中心の参加型のものや自己紹介やあいさつなど簡単なコミュニケーションを体験するもの、または日常会話や英単語について学習するものもありました。しかし、これらの活動はその目的や内容に照らし、新しい学習指導要領でいう外国語活動とは根本的に異なるものであり、主に総合的な学習の時間の一環として国際理解を目的とした活動として行われてきたものであります。つまり英語になれ親しむとともに、遊びや音楽などを通して外国人とのコミュニケーションを楽しみ、子供の国際感覚を磨くことなどが主なねらいであり、実施に当たっては

それぞれの学校の裁量で取り組んでいたものであります。これに対して新学習指導要領における外国語活動は、外国語を通して言語や文化について体験的に理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、外国語の音声や基本的な表現になれ親しませながらコミュニケーション能力の素地を養うことを目的とし、小学校5年生及び6年生を対象に年間35時間の実施が義務づけられたものであります。砂川市におきましては、小学校における外国語活動を既に新しい学習指導要領の移行の期間に開始された平成21年度から市内すべての小学校で導入をしており、今年度の指導時数につきましても学校の実態により年間15時間から35時間を確保し、次年度に向けた本格実施に向けた段階的な取り組みを行っているところであります。また、外国語をより一層充実させるためには、その趣旨やねらいを十分踏まえた指導を行うことができる教員を育成することが極めて重要であると考えております。道教委は、平成21年度と22年度の2カ年にわたりすべての小学校から外国語活動の中核となる教員各1名を対象に外国語活動のねらいや指導法を学ぶ研修を実施しております。また、本研修に参加した教員が研修後校内において外国語活動にかかわる研修の推進を図っているところでございます。市教委といたしましては、そのような校外研修への積極的な参加を働きかけるとともに、平成21年度には市内の小学校教員の協力を得ながら独自に教育課程編成資料を作成し、全校体制での研修の充実が図られるよう指導、助言を図っているところであり、小学校の外国語活動が必修となる次年度からは教員を中心にALTを活用した外国語活動を行うこととしているところでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長 北谷文夫君 小黒議員の2回目の質問は休憩後に行います。

10分間休憩いたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時05分

○議長 北谷文夫君 休憩中の会議を開きます。

休憩前に引き続いて一般質問を続けます。

小黒議員の質問を許します。

小黒議員。

○小黒 弘議員 まず、私も大項目ごとの一問一答方式を採用しておりますので、国の補正予算の関係からお伺いしたいと思うのですけれども、今のご答弁でいくと約大体、地方活性化交付金関係でいけば6,000万ほど、地方交付税で3,200万ほど、これから入ってくる、確定ではないでしょうけれども、そのようなお話がありました。大変な金額で、約1億近いお金がこれから入ってくるわけなのですが、残念ながら12月の定例議会の補正予算もう終わりましたが、ほとんど補正予算では組まれてこなかったという状況ではあるのですけれども、今後確定していく状況あるいは、これ今までの大体の過程なのですけれども、経過というか、どういうふうになっていくのかというのをまずお伺いした

いと思うのですけれども。

○議長 北谷文夫君 総務部長。

○総務部長 角丸誠一君 国では、11月26日に補正予算可決されてから、本来であれば制度要綱という、そういう交付金の詳しい手続、内容等のものが来るのですけれども、きょう現在まだ来ておりません。私ども昨日部長会議を行いまして、想定のQ&Aだけ届いてまいりましたので、そのQ&Aにのっとった形で対象事業がないかというような会議を持ちました。その流れでいきますと、今国は1月年明けに都道府県から要望を受け付けて、2月に交付していきたいというスケジュールの予定を今組んでおります。私どももきのうの部長会議では、まずどういうものがあるかということをも12月の20日をめどに事業を出していただいて、それから理事者のヒアリングを得て道に提出していこうという流れで現在考えております。

○議長 北谷文夫君 市長。

○市長 菊谷勝利君 (登壇) ご存じのように、来年は統一地方選挙と。したがって、3月議会は骨格予算になるわけです。恐らくそんなことからこういう質問だと思うのですけれども、建設業界にとっては、いわば雪解けですぐ仕事をしたい。しかも、季節労働者に対して賃金の支払いをしていない状況なものですから、4年に1遍、皆建設業はことしも困るなど。このままいくと6月でないと事業出ないのだろうかということなものですから、今総務部長答弁したように、また内々で副市長以下検討させているのですけれども、早い機会にとにかく6,000万。交付税の分についてはどういうふうになるか別として、まず6,019万8,000円ですか、これらについては補正予算を組んで、最悪の場合繰越明許をして、そして事業の発注を早目にしたいというふうな考えは持っておりますから、来年の1月にわかれば、わかった段階で議会のほうに臨時議会を開催していただいて、補正予算を組んで、できるだけ建設業界の皆さんに、言ってみれば景気浮揚策ですから、この予算そのものは。そういう対応をしていきたいというふうに思います。

○議長 北谷文夫君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 今市長のご答弁で大体この先の市長の考え方がわかりました。本当に公共事業が大変な状況で、また時期的に冬場になって雪が降ってという状況になるので、本当に雪解け早々のということが一番大事ななと思いつつの質問だったのですけれども、ただそれこそインターネットでいろいろなところを調べていくと、もうこの国の補正予算にかけて12月定例議会で補正で各自治体で出してくるというような早い対応のところも実際あるのです。うちは何でこんなにおくれてしまうのかなというような、実はそう思うところもあって、特に子宮頸がんの関係のお話も先ほど総務部長の中で出てきましたけれども、うちは前回の9月の定例議会でもう既にやろうという話だけは出ているので、それこそ国が2分の1出すよという情報ももう入ってきてしまっているのです。当然なるべく決めたのだから早い段階で予算化しようというのは、これは普通のことであって、うちの場

合はこういうことがもう全然出てこないのです。結果的に言えば、多分今度年明けの臨時議会ということになるのでしょうかけれども、どうもその対応がおくれていくのではないのかなと、これが一体どういう原因なのかなというふうなところもあるし、それからこれから先庁内でいろいろ話し合っていくのだろうけれども、では市長が言った6,000万の方向性ですけれども、どんなようなことを考えていらっしゃるのかというところをお伺いしたいと思います。

○議長 北谷文夫君 副市長。

○副市長 小原幸二君 (登壇) 私のほうから子宮頸がんの関係についてのお話をさせていただきたいと思っておりますけれども、9月議会で実施をしてみたいという答弁を申し上げました。この子宮頸がんのワクチンの接種については、これは一人の対象者に3回のワクチンを接種すると、こういう実は形になります。そんなような状況の中で、区切りのいい来年の4月から結果的に、例えば中学生の2年生以上を対象に初年度については実施すると。そして、次年度からは中学校の2年生というような具体的な形を考えながら実施していきたい。これは、まだ何年生以上、何年生以上という形にはまだ方針は決定しておりませんが、中学校1年生以上やるのか2年生以上やるのか3年生以上一気にやってしまうのか、それから継続的に毎年それ以下の子供たちを対象に年3回実施していくと、こういう形にしてみたいというふうに考えております。

○議長 北谷文夫君 総務部長。

○総務部長 角丸誠一君 最初に、対応が遅いのではないかというようなご質問でございましたけれども、私たちは空知振興局を通しながら情報を得て、確実なものを得て検討しています。その以前から新聞等の情報でそういう交付金等があるぞというようなことで、内部では事前調整というか、話し合いの中で考えていただきたいというようなことは行っておりますけれども、ただ具体的な制度要綱もまだ来ておりません。そのような中で、確実な情報を得てからというような形で本格的な取り組みに移っているということでございます。

それから、6,000万円、それぞれ交付金の対象となる事項が違ってございますので、最初にきめ細かな交付金については先ほど言いましたように観光地の電線地中化等、地域の活性化のニーズに対応した幅広い事業を想定しているというのが想定のQ&Aで昨日寄せられておりますけれども、これはハード事業もソフト事業も対象になるということで、昨年のきめ細かな交付金とはちょっと違ったソフト事業も含まれるというような状況が一つございます。

それから、光をそそぐ交付金の関係では、先ほど説明いたしました、これは3分野に限られた交付金でございます。この3分野というのは、地方消費者行政、それから弱者対策、自立支援、それから知の地域づくりという、この3つの分野に限られております。地方消費者行政というのは、消費者生活センターのような相談業務関係の充実、あるいはDV関

係でいえばそういうシェルター施設等にかかわるようなもの、虐待防止だとか自殺防止だとかというのが弱者対策ということで想定のQ & Aの中ではとらまえられているところでもありますけれども。それから、知の地域づくり、この知という部分については今ここで来ている文書でいけば図書館における司書の確保だとか図書の充実、そういった図書館施設の改築、増築という地域の知の拠点、知というのは知るという字ですけれども、知の拠点づくりに対する支援というようなことで言われてきております。ただ、この中で弱者といってもそういう高齢者だとかというのがどうなのかというような部分だとか、あるいはその知の部分で学校だとかの図書とかというのもどうなのかという、そういった部分が詳細がまだ制度要綱が示されておられませんので何とも言えないのですけれども、光をそそぐ交付金においてはその3分野の中での活用ですというふうなことを言われているところであります。

ただ、きめ細かな交付金については、例えば道路等は当然含まれていくと思っておりますけれども、方向としては、その交付金の使い方としてはそういうふうなことが示されておりますので、その交付金の対象の範囲の中で考えていきたいというふうに思っています。

○議長 北谷文夫君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 余りこれ、子宮頸がんの関係話してしまうと所管になってしまうのですけれども、ただ一つだけ確認なのですけれども、今副市長は子宮頸がんのワクチンのことだけおっしゃいましたが、これ違うのですよね。そこだけ確認をさせてもらいたいののですけれども、9月の吉浦議員の質疑では、子宮頸がんだけの話ではなくて全部やるとおっしゃったのです、たしか。子宮頸がんだけでしたか。いや、ヒブもやると言っていたと僕は思うけれども、今回のワクチンの接種の国の関係は、2分の1出すというのは、頸がんだけではなくてほかのも出すと言っているのです。さっきのでいくと、子宮頸がんだけだというお話の答弁だったので、そこはちょっと……いいですか、僕これ質問してしまつて。確認ですから、いいですよ。

○議長 北谷文夫君 副市長。

○副市長 小原幸二君 先ほどの質問では子宮頸がんというお話だったので、子宮頸がんのお話をさせていただきましたが、9月議会での答弁は子宮頸がんヒブワクチンというお話をさせていただいております。ヒブワクチンについても新年度から実施してまいりたいというように考えております。

○議長 北谷文夫君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 確認させていただきまして、それで今市長は公共事業はなるべく早目というお話があったのですが、総務部長のお話でいくと、特にきめ細かなではなくて、光あふれるではなくてそういうような、そっちのほうはソフト事業が多くなりそうな感じであって、つまり砂川市の方向性として大体この大枠が出てきているので、個別の事業というのはなかなか今言いづらいのだろうと思うのだけれども、小学校、中学校の耐震化も大

体終わったし、いろいろなことってほかと比べると結構進めてやってきているような感じもするので、公共事業といったってどんな感じの公共事業で、どういうふうな方向性が今考えられているのか。当然この補正予算が国の段階で国会で審議されている中で、うちの役所の中では予測をしながら各部課が話し合っているはずだろうと私は思うのですけれども、その一部でもお話しいただければと思うのですけれども。

○議長 北谷文夫君 総務部長。

○総務部長 角丸誠一君 まだ正式ではないです。きのうの部長方の会議段階の中では、やはり道路事業だとか、あるいは話ですけれども、教員住宅等がもう古くなっている、そういったものの解体だとか、あとは学校関連のものとかというのがまずはハードとしては考えられるのではないかというようなところであります。これは、まだ決定ではありませんけれども。

○議長 北谷文夫君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 なかなか口がかたくて出てこないですよ。だから、結果的には臨時議会を待つしかないのかなというふうには思うのですけれども、今回いろいろ、この地域活性化交付金以外にもいろいろなメニューがあると思って私は、先ほどの子宮頸がん等と言ったほうがいいですけれども、そのワクチンの関係もそうですけれども、雇用対策ということだって当然あるわけです。特に新規雇用という問題があって、私ちょっと砂川高校に問い合わせをしたのですけれども、来年度の新規の卒業生の就職状況はそう芳しい状況では今ないようなのですけれども、そういうようなことに関連のこの補正予算、国の補正予算もそういうような項目も実際あります。あるいは、中小企業に対する対策ということもあります。地域商業の活性化として空き店舗の対策や買い物弱者への対応というような項目もあります。あるいは、子育て、医療、介護、福祉等の強化ということで、24時間地域循環の随時訪問サービス事業という、こういうのもありますし、それからさらに地域の日常的な支え合い活動の体制づくりというようなことも当然入っています。これやっぱり早く出したほうが絶対いいに決まっています。それがそういう、今例えば経済部なら経済部あるいは福祉の関係なら福祉の関係でそんな話し合いつて国の補正予算に関して話されているのかなというふうには思うのですが、そちらのほうはどうでしょうか。

○議長 北谷文夫君 総務部長。

○総務部長 角丸誠一君 会議の中では国の全体的な、今回言った交付金だけの話ではなくて、ほかの雇用だとか医療だとかといういろんな分野のものが出ておりますので、それらについてもどうなのかという話は出ていますけれども、ただいかんせん先ほど言ったように制度要綱、この中身がどういうものかというのがちょっと示されていない段階でありますので、ただ意識としてはそういうのもあるから、活用できるものはそれは活用していこうという意識ではおります。

○議長 北谷文夫君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 今は、自治体間競争というか地域間競争というふうになって、とれるパイは決まっているわけですから、対応が遅くなればとれるものもとれなくなるというようなこともあり得るだろうというふうに思いますので、なるべく庁内の中での早い対応をお願いして、1点目は終わりたいと思います。

続いて、2点目の市立病院についてなのですが、これは正直私のところはかなり数のお話が来ています。つまり待ち時間が何も解消されないというところか、待ち時間が長くなったのではないかということなのです。2時間は優に待つぞというようなお話が出ています。私も何回か病院に行って、特に午前中じっと座ってみて待っていたりとか、あるいはそれぞれの待っていらっしゃる方々にインタビューをしたり、いろいろなことをしてきました。実際2時間以上待っている人たちも多かったですが、そうでもない人たちもいました。だから、もしかすると診療科によって違っているのかもしれませんが。その自動再来受付機ということが、先ほどの答弁では到着確認が必要となった。これが全体のシステムとしてどれほど重要なことかがちょっとわからないのですけれども、少なくとも予約の人は何で一回あそこに入れなければいけないのというのは、これは多くの声としてあります。システム上、本当にそれが必要であるのかないのかという点なのですけれども、まずそこをお伺いしますといいながら、1個1個聞いていけないのでまとめて聞きますので。

それで、外来の待ち時間は改善されたかということなのですけれども、病院としても多くの不満の結果、多くの課題があってというようなことは自覚されているようです。医師数が十分でない。これ以上でまだ医師数が十分でないのかなというような気持ちもあるのですが、かといって、では外来の数がふえたかという、それほどふえたのではなくて、若干の増が予想されるというふうなご答弁だったので、患者さんが新しい病院になったからあふれ返ったから、待ち時間がふえたということではなさそうだなというのは私は思えるのですけれども、実は相当システム上で難しいなというふうに思うことがあります。これからしゃべっていきますけれども、ただその前に新しいお客さんがまず病院の仕組みを考えると、何をみるかといったら、私は今ホームページだと思うのですが、ホームページを見て正直びっくりをしました。受付のところをクリックすると、ただいま工事中なのです、事務局長。そこから受け付けの流れを見ることはできません、今。もう一つは、その先にお知らせを見ていくと、前の旧病院の売店とか受付の写真が載っているだけです。これはまずいですから、早く更新をしてください。つまり受け付けの流れがわからないのです、今。例えば初診の人たちにとってみても、ここが非常に今よくないなということです。あと、どうするかといえば、以前病院が発行した新病院誕生のお知らせなのですが、この外来診療を見ていきますと、これから名前を呼ばないで番号でやっていくと。私は、一番そこがメインだったのだろうなと思うのです。再来機の受け付けが予約の人も、それから再診の人もみんなあそこを一回通っていくのだというのが大前提だったのかなと思っ

たのですが、ところがここでまずいのは予約の人もだれも彼もがどこの科にかかる関係なく、到着順に1番から何百番までずっとつながっていくのです。そうすると、例えば私が内科に行ったとしたら、前の人が200番だった。ところが、一気に400番に飛ぶことがあるのです。それは何でかという、200番の次の211番の人はもしかしたら循環器かもしれないのです。その次の230番の人は精神科かもしれない。だから、あそこのナンバーディスプレイを見ていても、僕が201番持っていて200番の番号が出たからといって、その次に自分が来るかどうかを確認できないのです。そこは、非常に待っている人たちにいらいら感を与えてしまっています。現実的に声もそういうふうに聞こえてきます。それを改善するがためだったのかわかりませんが、最近外来に行くと、今度は名前を呼ぶようになっています。だれだれさんとマイクで呼びます。これ結構大変なのは、前は各診療科で分かれていたのです。病院の中ばらばらだったのです。ところが、新しい病院になったら、あの1階のフロア全部外来の患者になったのです。そうしたら、内科でマイクで呼ばれたら全部に聞こえるのです。僕は、最初番号にしようと思ったのは、多分余り名前を呼ばないで済むようにということだったような気がするのです。ところが、ナンバーについてのシステムもちょっとうまくいっていないし、名前を呼ぶということもわかりやすいかわからないけれども、そこも今後やっぱりどうにかしていかなければならないなという点です。全体としては、まだまだ改良される面がたくさんあるだろうと私も思っています。全部批判するつもりはもちろんありません。というのは、始まったばかりの仕組みですし、病院も患者さんもなれていない。もしかしたら、再来受付機にみんな通すことによってもっと便利になるということがみんながわかれば、それは今だけの話だからいいです。ただ、そのシステム上の問題としてやっぱり今新しい病院の仕組みが早く直すことによってよりよくなるならば、私は早くやってほしい。そのためには、患者さんたちの声を早く聞くべきだろうというふうに思うのです。そうすれば、どこに何が一番問題なのかというのがわかると思うのです。

まず、全然今質問していませんけれども、具体的な質問として流れの中で会計がまた長いという話があるのです。会計で待たされるということも結構つらいのです。ところが、僕があそこで待っていると会計にずらっと並ぶのですが、こちら側に自動精算機という機械があるのです。前の病院では1台だったのだけれども、今2台になっているのです。ところが、ほとんどの人はそこには行きません。これは、とってももったいない話なのですけれども、あれどうして自動精算機というのが使われないと思いますか。

○議長 北谷文夫君 市立病院事務局長。

○市立病院事務局長 小俣憲治君 何点かご指摘ありました。

まず、最初のほうにホームページに関しましては、一応とりあえず早急な対応を図っていきたいというふうに考えております。

それから、受け付けの関係、いろいろと予約患者も含めてご指摘ございました。ただ、

これにつきましては、先ほど1回目でも答弁しましたように、一応従前は予約であって時間的にも来ていらっしゃるのか来ていないのかということが非常に確認事項として結構ありましたので、今回の運用としては必ずアライバイ管理という、病院に来ているということでアライバイ管理という視点でこういう対応をとらせていただいているのが現状でございます。

それから、全体的に再来受け付け、各外来行きますといろんな問題もございまして、ディスプレイをせっかくつくったのにうまく活用されていないとか、それから流れが非常に悪いという全体的なご指摘もありましたけれども、これについては実は私どももいろんな方向でご意見を直接聞きながら、これについては一応改善を図ろうという考えで今実施しておりますし、検討もしております。

それと、最後になりますけれども、今そういう流れの中では自動精算機が2台あっても1台しか使用されていない。まだ使用頻度が低いというご指摘もございます。これについても、当初予定としてはなるべく窓口でなく自動精算機のほうで使用願って、待たないですぐ帰れるような体制を私たちは一応考えておりましたけれども、これについては非常に周知が不足しているのかなという考えでございます。これについては、徹底して患者さんの皆さんに自動精算機のあり方等についても何とか人を立てながらも周知できるような体制を取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長 北谷文夫君 小黑弘議員。

○小黑 弘議員 全くそのとおりで、自動精算機は私とほぼ同じぐらいの年齢の奥様がやられているところに行って、どうですか、簡単ですかと。いや、これ簡単ですよ。この番号票のバーコードここにざしたら全部できるのですとってくれるのです。やっぱりそっちにどう誘導していくかということです。そうすることによって、相当改善されると思うのです。ところが、先ほどのボランティアの関係のお話になるのですけれども、ここをみんなボランティアさんに頼っているのです、正直言って今。まず、正面玄関入ってボランティアの皆さんいらっしゃるのだけれども、病院広くなった分だけ大変です、ボランティアさん。以前は、職員の顔って意外と見えていたのですけれども、今みんな職員の人たちどこかの部屋に入ってしまったでしょう。だから、全体の流れどこで見れているのかなというのが正直あります。ボランティアの人たちは、受付から再来機に案内したり、あるいはブロック受付まで走って一緒に行ってあげたりとか相当大変なやり方、やられ方で、それでも私たちは病院でいろんなよそから来てくれる人たちにどう対応するかで、砂川市の顔というぐらいに思っているのですと、私聞いたらそうやって答えていただきましたけれども、とっても立派なお話だったなと思っておりますが、それにしてもやっぱり数に限りがあるな。結局は、車いすも車寄せからちょっと前よりも離れてしまっている場所に車いすがあるものですから、本当に大変な今状況になっていると思います。そういうのもいろいろ含めて、まだ本当に新病院できたばかりですから、なかなか難しいの

かもしれないのですけれども、早い段階で改善できるものは早く改善してもらいたい。そして、できれば私ボランティアさんたちに何かおそろいの服というのか、エプロンでも何でもいいから、少しちょっとははっきりとボランティアさんというのがわかるようなことを、そういうものをつくってあげたらいいのではないかと思うのです。今腕章だけなのです。こんなに大事な仕事していただいている方々にもう少しやっぱり自分たちでも、ああ、私はこれでやっている、みんなからうれしく思われているのだということがわかってもらえるような方法を考えていただきたいなというふうに思います。

それと、最後になりますけれども、来院の関係の声ですけれども、先ほど事務局長、ご意見箱とおっしゃっていましたが、ご意見箱ちょっと、見回したけれども、今のところなかったような気がするのですけれども、どこにあるのかをまず1点。

それから、できれば早くアンケートをやったらいいと思います。いろんな声出てしまうかもしれませんが、患者さんの声が一番あれだと思います。厳しい声が今後新病院をちゃんとやっていくための物すごく貴重な意見になると思うので、アンケートは早くやったほうがいいと思いますが、この辺のお考えをお伺いします。

○議長 北谷文夫君 市立病院事務局長。

○市立病院事務局長 小俣憲治君 ボランティアにつきましては、実際先ほど1回目でも答弁申し上げましたけれども、介助だとか院内の案内、それから受付機の対応ということで、これを10名登録されている方にそれぞれお願いしております。ただ、やはり受付関係につきましてはボランティアに頼っている部分もあるようにはちょっと見受けられますので、これについてはいわゆる職員も含めて今後対応を図ろうという考えで今協議進めておりますので、ボランティア業務を含めて全体的にはボランティアのあり方含めて検討していきたいというふうには考えております。

それから、腕章という、実際ボランティアの方については腕章をつけていただいておりますけれども、これについても明確にわかるようなこともこれから改善含めて検討していきたいというふうに思います。

それから、ご意見箱については各階にそれぞれ設置しております。1階ホール、それから2階、それから各病棟にも一応設置しておりますが、実はこれについてはご意見箱というよりは早い時期に入院、それから外来、通院されている方々へのアンケート調査ということを実施しなければいけないということも実際内部からも声が出ておまして、私たちも早急にそれを実施しながらそれぞれ皆さんの不満だとか対策に対応できるような体制をとりたいというふうに考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長 北谷文夫君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 市長、何か言いたいことあるのだったら、私の今の質問で言いたいこと何かあるのだったらどうぞ。

〔何事か呼ぶ者あり〕

だって、そこであらうさいのだから。何か市立病院に関する事で今お話あるのかなと思って、それならマイクでと思ったのですけれども、ないようです。

今ばあっと私話ししてきましたけれども、ただいろいろな皆さん方に私直接お話をお伺いしました。お伺いした結果として、砂川の市立病院新しくなって変わったねと言われることがあります。それ何というかと、みんな親切になったよと言ってくれるのです。看護師さんも職員も、それから検査の人たちもみんな言葉もよくなったし、すごく親切になったと言ってくれますから、ここはやっぱり変わっていきけるものは変わっていているのだろうというふうに私は自信持っていたきたいと思うのです。ただ、やっぱりさっきから言っているように、患者さんをなるべく待たせないほうがやっぱりいいと思うし、そのためのシステムをきちっと考えていくということは今だからできることだというふうにも思いますし、早い対応をぜひしていただければというふうに思います。この辺のところは、どうでしょうか、問題点というのはある程度の部分でつかんで病院ではいらっしゃるのかどうかというのを確認をさせていただきたいと思います。

○議長 北谷文夫君 副市長。

○副市長 小原幸二君 詳細の部分については……何点かご指摘いただきました。例えばホームページの受付のところをクリックしたら工事中というような部分ですとか、旧の写真しか載っていないというような部分については、これは早急に直さなければならないというふうに考えますし、また私も実際に患者として行って感じた部分について実際に指示もしております。実際に待ち時間の関係等々についてお話がありました。この待ち時間という部分については、すべての時間を待ち時間とらまえるか、それとも結果的に、例えば検査の必要がある患者さんについては、例えば採血したり採尿したりして、その結果が出るまでに最低でもやはり40分から50分ぐらいかかるのです。ですから、そのことを患者さんにしっかり周知してあげれば、結局検査の結果が出るまでの時間については待ち時間としてとらえられるかととらえられないか、そこら辺のところは患者さんの視点に立って見れば、これは要するに不満としてこの40分間なり50分間についてはとらえられないのかなというふうに実は考える。ですから、そこら辺についてはあくまでも患者さんの目線に立った形の中で、やはり言葉遣いだけが優しくてもだめなのです。その仕組みという部分をしっかり結局説明してあげないと、やはり患者さんの満足していただける病院ができないだろうというふうなことを考えまして、そこらも実は指示しております。

それと、ディスプレイの関係についてもご指摘のとおりです、それは。私もそこら辺については指示しました。実際にそのディスプレイについては4人分、4つまでの番号しか1人の医師では出てこないというような状況がありますし、今ご指摘のように通し番号で、例えば内科、泌尿器科、産婦人科、全部通し番号で出てくるというスタイルですから、例えば200番台が出てきたら、211番が出てきたら次213番が出てくるとか215番が出てくるということではなくて、その間に例えば予約の患者さんがぼこんと入ってくる

よ。例えば300台が2時台の予約の患者さんであれば300台がぼこんと入ってくる。3時台の患者さんであれば、例えば500番台がぼこんと入ってくるとかという状況があります。ですから、そういう部分での結局自分がどのぐらい待たなければならないのかというのが全くわからないという状況なのです。それと、そのディスプレイを操作するドクター、これはドクターが結局操作しているみたいなのです。そのドクターの結局考え方によって、4つ番号が出てくるというドクターもいれば、2つしか出てこない、1つしか出てこないというドクターも実はいるのです。それは、看護師に聞いて私もわかったのですが、そういう部分についてはやはり内部でもっともう少し研修を深めてお医者さんにしっかり出してもらうような形に結局直していただけないかなというふうに、これはこの場で申し上げますけれども、ただ通し番号の関係については、これは何とかしてやっぱり直さなかったら患者に対しては不親切だという形で、これは私のほうでも指示しておりますので、そこら辺いろいろ自動精算機を使わないという部分についても周知不足という部分がありますし、ただ簡単に、ただ診察が終わったからすぐ自動精算機ということにもなかなかならないというふうにも考えます。ですから、いろんな部分で気のついた部分についてはできるだけ早く情報としていただいて、できるものについては直していくと、こういう形にしていかないと、患者さんの満足する病院はできないのかなというふうに考えておりますので、そこら辺情報的にいただけるものがあればどんどんいただきたいというふうに考えております。

○議長 北谷文夫君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 質問をしている私よりも副市長のご答弁のほうの方が厳しい内容でしたので、何かちょっと拍子が抜けておりますが、いずれにしても、ただ副市長、言葉が優しくなったり態度が優しくなるだけで患者さん大喜びするので、それは大事なことだと私は思っていますので、これからも続けていってほしいなというふうに思いますが、ぜひやっぱり新病院になって、形は新しくなった、コンサートも開かれた、いい雰囲気になっています。ただ、やっぱり本当の部分は医療だと思っておりますので、ぜひ今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

3点目の小学校の外国語活動についてお伺いをするのですが、まず外国語活動ということになるのですが、砂川の場合は英語ということでもよろしいでしょうか。

○議長 北谷文夫君 教育次長。

○教育次長 森下敏彦君 外国語については、英語を予定してございます。

○議長 北谷文夫君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 35時間といいますと、今年度やってきたよりも、やっぱりもう少し時間が長くなってくるのだらうと思うのですが、主に教えられる方々というのは5、6年生で、小学校は今5つありますけれども、10クラスということになるのですか。どういう方々が教えていくようになるのでしょうか。

○議長 北谷文夫君 教育次長。

○教育次長 森下敏彦君 外国語の指導につきましては、先ほどもご答弁を申し上げましたけれども、教師が中心となってA L Tを活用しながら授業を進めるということで、現在砂川市内には5校ございます。対象は5、6年生ということで、今の現状でいきますと次年度13学級になるだろうということで推計をしております。

○議長 北谷文夫君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 5、6年生の学級担任の先生は英語が得意な人が選ばれているということはあるのですか。

○議長 北谷文夫君 教育次長。

○教育次長 森下敏彦君 これもやはり外国語活動、これは新たに組み込まれているということで、中学校については専科、先生がいらっしゃいますので、その部分は問題ないと思うのですが、今回の学習指導要領の改訂に当たりまして、授業を中心的に進めていただくというのは教師ということで、道教委のほうでも2年次にわたって、それぞれ教師に対する研修機会を設けております。委員会といたしまして、それぞれ周知をして、現在各学校それぞれ教師が研修のほうに参加をしております、校内体制といたしましてはその研修に参加した先生たちが中心となって、それぞれ担任の先生たち等も含めて外国語の授業の進め方などについて研修を進めていただいているということでございます。

○議長 北谷文夫君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 中学校と違って小学校での5、6年生の英語というのは、多分文法をやったりとか点数つけるようなものではないような気が私はするのですけれども、つまり先ほどのお話でいっても、要するに外国人と会話をしてもどきどきしないでなるべくやれるようにするだとか、英語が楽しいものだということを感じるとかということがきっとメインになるのだらうなと思うのですけれども、そういうときに余り英語が得意でない先生方が学級担任になるということもあり得ると思うのですけれども、例えばそういうときに発音の問題なのですけれども、私も全然得意ではないのですけれども、RとLの違いだとかt hの場合は舌をかむだとか、それによって英語の言葉って全く違ってしまう意味になるということがあるのですけれども、そういうのというのは関係なく、例えば車のバスというのとおふろのバスというのと、この1つだけで外国人にとってみれば全然違う言葉になってしまうということがありますが、その辺のことというのはどういうふうクリアされていこうとするのですか。

○議長 北谷文夫君 教育次長。

○教育次長 森下敏彦君 確かにそういった授業を進める中で外国語に対する理解というか、そういった部分を深めるためのところではそういった部分もあると思いますけれども、先ほどご答弁を申し上げましたけれども、先生たちがそれぞれ研修を深めていただいて、そういった部分の授業の進め方、そういった部分について研究をしていただく。そして、

やはり砂川市にはA L Tが配置されております。これまでも総合的な学習時間の中で国際理解を深めるといった観点でそれぞれ学校に派遣をしておりますけれども、そういったA L Tを実際の生のそういう発音を体験するとか、そういった部分でA L Tの活用という部分を考えてございます。

○議長 北谷文夫君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 A L Tは何時間ぐらい、35時間のうちに入れるのでしょうか。

○議長 北谷文夫君 教育次長。

○教育次長 森下敏彦君 委員会といたしましては、今回の学習指導要領の改訂に伴いまして、学習指導要領研究委員会ということで市内の学校の先生を含めてそれぞれどういった形で移行措置を進めるのかということの研究をして移行措置資料というものを作成しております。また、小学校の外国語の部分につきましては、それぞれ具体的にどういった形で授業を進めたらいいかというような部分もございまして、これは各学校のそういう中心となる先生たちにお集まりをいただきまして、教育課程の編成資料と外国語活動編というものを作成いたしまして、今回導入される外国語活動の基本的なそういう柱、ねらい、こういった部分と具体的な標準となるような事業計画案ですね、年間の指導計画案、こういったものを策定をいたしまして、こういった資料をもとにそれぞれ各学校で次年度に向けて研究をされているところでございますし、次年度ということで今まさに学校では次年度に向けた教育課程の編成作業が行われておりますので、そういった中で十分検討をさせていただいて、円滑に次年度移行できるような形で校内で業務を進めているという状況にございます。

それと、英語指導助手につきましては、この学習指導要領研究委員会の中でもいろいろと検討いたしまして、現状においてはそれぞれ35時間あるのですが、10時間程度の派遣で間に合うだろうというような形で各学校とも今の段階では共通理解をいただいているところでございます。

○議長 北谷文夫君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 小学校専属のA L Tというのはジェットプログラムの中で交付税措置がされているというのをちょっと調べたのですけれども、これは事実なのでしょうか。

○議長 北谷文夫君 教育次長。

○教育次長 森下敏彦君 そういった制度もあるということで伺っております。ただ、現状の中で今当市のA L Tにつきましては、年間260日の勤務をしていただくという契約になってございます。それで、現在中学校で授業の中でそれぞれ活用していただくために中学校に配置している日にちが年間で168日ございます。それと、移行措置期間中で、本年度でございますけれども、小学校には30日派遣をしてございます。そういった中で、全体を合わせますと学校の派遣につきましては198日ということでございますので、現状の段階では次年度の外国語活動の授業を進めるに当たっては問題はないのかなと。学校

からもそういった、新たにそういう増員をしていただきたいと、そういうお話は伺ってございません。

○議長 北谷文夫君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 学校からはなかなか、そういうお金がかかりそうな要望って出ないと思うのですが、交付税措置される小学校専属のALTというのを、今のALT、英語指導助手は中学校がほぼ専門だと思うのですが、せっかくこういう状況になるので、小学校専属のALTを1人ふやそうなんていう考え方は今のところありませんか。

○議長 北谷文夫君 教育次長。

○教育次長 森下敏彦君 現状においては考えておりません。

○議長 北谷文夫君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 では、最近入った電子黒板の英語についての活用方法というのは何か考えていらっしゃいますか。

○議長 北谷文夫君 教育次長。

○教育次長 森下敏彦君 やはりこれからの外国語活動を進めていく中には、やはり授業を進めるに当たって必要な教材というものがなくなってくると考えておまして、国においても英語ノートも配付されております。それに伴って、デジタル版の教科書も、CDも配付されておりますので、そういったものを昨年各学校に電子黒板等も1台ずつ配置をさせていただきましたので、そういった電子黒板を活用しながら実際のそういう英語の発音も含めてそういう部分で入っておりますので、授業を進める中では有効に活用をさせていただきたいということで考えてございます。

○議長 北谷文夫君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 CDとか電子黒板というのは、どうしても一方通行になってしまうと思うのです。やっぱり英語って会話というのがとっても大事だと思うのですが、そこで教育長、基本的な考え方としてなのだと思うのですが、私はせっかくの英語の必修というのを上手に活用して、例えば地域の力を活用させてもらっていくとかということを考えたほうがいいのではないかなというふうに思うのですが、市内でも多分英語の得意なしゃべれる方々って結構いらっしゃると思うのです。多分砂川市の職員の中だって英語しゃべれる職員何人かいると思うのですが、こういう方々を何とか学校の英語の必修の授業にちょっと行ってもらうとか、あるいは滝川市では学校サポート制度といって1時間1,000円でやるような、そういう制度もあるので、やっぱりせっかくだから会話が成立するように、遊びの世界でも会話が成立すれば、子供たちが英語をとにかく嫌いになるというのが一番困ることで、そういう地域の活力をもっともっと学校にも導入していくというような考え方は持っていないかどうかお伺いしたいと思います。

○議長 北谷文夫君 教育長。

○教育長 四反田孝治君 (登壇) 議員さんのご質問でございますけれども、砂川の場

合につきましては20年の3月に文科省の学習指導要領が告示されました。それに伴いまして、英語活動だけではなくて、全体的な砂川における、いわゆる小学校においては23年度から本格実施になりますから、2年をかけまして校長会含め市内の先生方を委員とした会議を立ち上げてそれぞれ取り組みを進めてきております。それと、英語活動につきましては、先ほど次長のほうからご答弁させていただきましたけれども、既にその中で小学校の外国語活動ということはどういうふうにすればいいのかという内容的なものを既に作成しております。その中で、当然授業は主たる授業については担当の担任の先生が行いますけれども、そのアシスタントとしてALTの先生、それといわゆる英語が堪能な地域の人材等も活用すべきだということで、これ自体はそれぞれ分析をさせていただいておりますので、いろんな形でとにかく英語活動は年間35時間でございますけれども、その中の必修教科になりますけれども、教科書はありませんので、やはりいろんな形で英語を親しむ、コミュニケーションをとるということが大事だというふうに思っておりますので、当然ALTが年間35時間のうち10時間入っていきますけれども、それ以外についてはやっぱり担当の先生が英語を会話するか、あるいはCD、DVDを利用する教育になると思いますが、それに加えてやはり英語が堪能な地域の人材等についても当然今後検討させていただいて、十分生の英語をしゃべれるという、そんな状況を提供しながら教育活動を進めたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと思えます。

○議長 北谷文夫君 午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時58分

再開 午後0時58分

○議長 北谷文夫君 休憩中の会議を開きます。

一般質問を続けます。

土田政己議員。

○土田政己議員 (登壇) 通告の順に従い、大きな項目で3点について質問をいたします。

まず、第1に国民健康保険広域化等支援方針についてお伺いをいたします。北海道は、10月29日、国民健康保険広域化等支援方針の素案をまとめ、11月4日に開かれた北海道議会保健福祉委員会に報告をいたしました。今後は、各市町村の意見を聞いて年内に支援方針を策定する計画とのことですので、次の3点についてお伺いをいたします。

(1)として、北海道がまとめた国民健康保険広域化等支援方針の概要について、まずお伺いをいたします。

2つ目に、北海道は素案の策定に当たり、各市町村のアンケートを2回行ったと言っておりますが、その内容と砂川市としての回答内容についてお伺いをいたします。

3つ目に、この国民健康保険広域化等支援方針について、今後砂川市はどのように対応

しようとしているのかお伺いをいたします。

大きな2点目に、ごみのふれあい収集制度について質問をいたします。高齢化社会を迎え、今全国でみずから家庭ごみを集積場所に持ち出すことが困難な世帯について、行政が該当世帯から排出される家庭ごみを戸別に収集するふれあい収集制度をつくり実施している自治体がふえてきております。ひとり暮らしや高齢者、障害者の方々の安否確認にもつながり、地域住民から大変喜ばれております。市民福祉の向上と安心、安全のまちづくりの視点から砂川市として新年度から即実施するお考えはないかをお伺いいたします。

大きな項目の3点目に、戸別所得補償制度について質問をいたします。民主党政権は、農政の大転換で自給率の向上を目指すとして、今年度から戸別所得補償モデル対策事業を実施し、来年度から本格的な戸別所得補償制度を実施しようとしておりますので、次の2点についてお伺いをいたします。

1つ目は、今年度実施された戸別所得補償モデル事業の市内農家の実施状況と農家経営の安定化にどのような役割を果たしたかお伺いをいたします。

2つ目に、来年度から本格的に実施される予定の戸別所得補償制度の概要と農家への説明の時期についてお伺いし、最初の質問といたします。

○議長 北谷文夫君 市民部長。

○市民部長 井上克也君（登壇） 私から大きな1と2についてご答弁を申し上げます。

初めに、大きな1の国民健康保険広域化等支援方針についてご答弁を申し上げます。

（1）、北海道がまとめた国保広域化等支援方針素案の概要についてであります。方針策定の経緯として本年5月19日に国民健康保険法の一部が改正され、都道府県の判断により国民健康保険事業の運営の広域化または国民健康保険の財政の安定化を推進するための市町村に対する支援の方針として広域化等支援方針を定めることができるとされたことに伴い、北海道が策定することとしたものであります。素案の概要は、方針の概要として方針策定の趣旨、北海道の国民健康保険の現況、道の果たすべき役割、支援方針の具体的な施策及び市町村等との連携の5項目についてそれぞれ具体的に明記し、方針の対象期間は平成22年12月から平成25年3月までとなっております。また、この支援方針の策定により砂川市がすぐに影響を受けるものとして保険者規模別の国保税の目標収納率の設定を盛り込むことで国保税の収納率による国の普通調整交付金の減額措置が適用除外となるものであります。なお、支援方針の具体的な施策では、1、広域連合の設立の推進、2、滞納整理機構の設立の推進、3、保険料、保険税収納率向上対策の推進及び4、高医療費市町村における医療費適正化の推進など、7点について取り組むこととしております。

次に、（2）北海道が素案策定に当たり、2回市町村に行ったアンケートの内容についてであります。第1回目は平成22年7月30日付で支援方針の策定に向けて保険者である市町村に意見を求めたものであり、本市としては4点の意見、要望を述べて回答したところであります。1点目は、現在30万円以上の医療費が対象となっている保険財政共

同安定化事業の対象医療費の引き下げと財政運営の充実を要望。2点目は、収納率の未達成による国の普通調整交付金の減額措置が適用除外になった場合の保険者ごとの試算の公表を要望。3点目は、国保の広域化の範囲として国が保険者となる過程での都道府県単位化を要望。4点目は、国保運営上の課題として国が全国保険協会の賦課限度額を目途に国保税の限度額を引き上げる考えについて慎重に検討願うよう要望しております。第2回目は、11月4日付で支援方針の素案に対するアンケート調査であり、11月22日を提出期限とする中、11月8日に支援方針素案の説明会が開催されたため特にアンケートには回答しておりません。

次に、(3)、国保広域化等支援方針について、今後砂川市はどのように対応しようとしているのかについてであります。現在国保広域化等支援方針につきましては12月中の策定に向けて道段階で論議されている段階であり、本市といたしましてもこの支援方針が決定し、北海道がどのように運用するのかを見定めた上で必要があれば対応を検討してまいりたいと考えております。

続いて、大きな2のごみのふれあい収集制度を砂川市として新年度から実施する考えがないかについてご答弁申し上げます。ご質問のみずから家庭ごみを集積場所に持ち出すことが困難な世帯から排出される家庭ごみを戸別に収集する事業につきましては、現在空知管内で実施している自治体はございませんが、道内においては本年9月現在で札幌市、旭川市など10市6町がふれあい収集として実施しており、あわせて声かけによる安否確認にも取り組んでおります。ふれあい収集の概要は、介護保険制度の要介護に該当する方や障害者手帳の交付を受けている方などでみずからの排出が困難であり、かつご自分以外の他の方の協力が得られない世帯を対象に市の職員や委託業者等が玄関先において直接収集する事業であります。本市におきましては、現在市民の皆様のご協力をいただき、各家庭から排出されるごみを6分別、12分類に分別し、地域で指定された日に決められた集積場所に排出いただき、委託業者が収集することとしており、粗大ごみにつきましては事前予約制とし、自宅前または集積場所に排出された粗大ごみを委託業者が指定日に収集することとしております。今後におきましては、みずからごみを集積場所に持ち出すことが困難と判断される方の基準や経費負担の考え方など、ふれあい収集を実施している先進自治体を参考に調査研究を行う必要があるものと考えております。以上のことから、ご質問にありました新年度からの実施ということにはなりません。急速に進展する高齢社会の対応など、ふれあい収集制度は本市におきましても取り組むべき課題と考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長 北谷文夫君 経済部長。

○経済部長 栗井久司君 (登壇) それでは、大きな3番、戸別所得補償制度についてご答弁申し上げます。

(1)、今年度実施されました戸別所得補償モデル事業の市内農家の実施状況でござい

ますが、最初に米戸別所得補償モデル事業の申請件数は101件でございました。主食用米の作付面積491.18ヘクタールのうち1戸当たり自家消費米分10アールが控除され、交付対象面積は480.8ヘクタールとなり、10アール当たり1万5,000円の交付総額は7,212万円でございました。次に、水田利活用自給向上事業の申請件数は168件でございました。水田で米以外の作物作付面積311.71ヘクタールのうち端数整理後の交付対象面積は311.29ヘクタールとなり、作物により交付単価が異なっておりますが、交付総額は5,435万3,444円でございました。これに今年度に限り措置されました激変緩和調整交付金の対象者数167件で交付額は2,473万5,576円となり、本年度の戸別所得補償モデル対策に伴う交付対象農家実戸数は198戸、交付金総額1億5,120万9,020円となり、去る12月3日に国から198戸の各農業者に直接交付されたところでございます。

次に、今年度実施された戸別所得補償モデル対策が経営の安定化にどのような役割を果たしたかについてご答弁申し上げます。戸別所得補償制度は、個々の農業経営の収支に着目し、農業所得を確保する制度設計となっております。具体的に申し上げますと、本年度産米の作況指数は全国で98のやや不良、北海道も98のやや不良で、砂川市を含む北空知は94の不良となり平年作を下回りましたが、猛暑による品質低下が著しく1等米比率が減少し、さらに米消費の減退と前年産米の持ち越し在庫があり、総体的に米市場の需給バランスが供給過多になっているため、米の販売価格が値下がりしている状況でございます。戸別所得補償モデル事業は、当年産の米の出回りから来年1月までの全銘柄平均の総体取引価格をもとに算定し、米の販売価格が過去3年間の平均販売価格を下回った場合、値下がりした差額を変動部分として追加的に米生産農家に本年度末までに交付する内容となっておりますので、市場動向に左右されることなく経営の安定化に大きな役割を果たしている制度と認識しているところであります。

次に、(2)、来年度から本格実施される戸別所得補償制度の概要と農家等への説明会の時期についてご答弁申し上げます。23年度から本格的に実施される農業者戸別所得補償制度は、販売価格が生産費を恒常的に下回っている作物を対象にその差額を交付することにより農業経営の安定と国内生産力の確保を図り食料自給率の向上と農業の多面的機能を維持することを目的とされております。最初に、戸別所得補償交付金の対象作物は、米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用バレイショ、ソバ、菜種の7品目とされ、米についてはモデル対策で設定した交付単価10アール当たり全国一律の1万5,000円であります。次に、来年度から新たに制度設計されるソバなどの畑作6品目については、面積払いと数量払いを併用した仕組みとされ、面積払いは収入の大幅な減少があった場合でも農地を農地として保全し、営農を継続するために必要な最低限の経費が賄える水準を営農継続支払いとされ、交付単価は10アール当たり2万円を先払いし、その後自給率向上に向けて生産拡大を図る必要があることから、対象作物の販売数量が明らかになった段階で数量払い

の額を確定し、追加で標準的な生産費と販売価格との差額を基本として支払う仕組みとなっておりますが、作物の品質や等級に応じて交付単価の増減を行っており、数量払いにおける主な畑作物の平均交付単価で申し上げますと、ソバ1俵45キログラム当たり1万5,320円、小麦1俵60キロ当たり6,360円、大豆1万1,430円、菜種8,520円となっております。次に、水田活用の所得補償制度でございますが、モデル対策で設定した主食用米並みの所得を確保する水準単価を面積払いで支払う制度で、戦略作物と位置づけた転作作物の10アール当たり麦、大豆、飼料作物は3万5,000円、米粉用、飼料用米、WCS用稲は8万円、ソバ、菜種、加工用米は2万円となっております。22年度の激変緩和措置については、1年限りの取り扱いのため発展的に解消し、新たに野菜などその他作物への助成制度と一体化し、地域特産物の振興と戦略作物の生産性向上に向けた取り組みなどを支援する産地資金として創設されます。このほかに米のモデル対策における変動部分については、新たに米価変動補てん交付金として引き続き措置され、米の販売価格が標準的な販売価格を下回った場合にその差額をもとに補てんされる制度となっております。その他加算制度については現在検討中でございますが、耕地面積拡大を支援する規模加算や耕作放棄地解消計画に基づき土地利用の条件に応じて一定額が加算される再生利用加算、輪作体系で3年輪作しかできない地域等に地力増進作物を畑にすき込む場合、緑肥輪作加算などが検討されており、さらに1年に限定した措置として地域農業の中核的役割を果たす集落営農組織が農業生産法人化する場合、集落営農の法人加算も検討されております。なお、畜産、酪農業における戸別所得補償制度は現在何も示されておられません。

次に、農家等への説明会の時期については、農林水産省、北海道農政事務所からの情報によりますと、来年1月から2月にかけて順次市町村単位で説明会を開催する予定と伺っております。

以上でございます。

○議長 北谷文夫君 土田政己議員。

○土田政己議員 それでは、私も大項目の一問一答を選択しておりますので、1項目ずつ質問させていただきます。

まず、国民健康保険広域化等支援方針についてでありますけれども、先ほど概要はお話しされたのですが、実際にこの中身を見ますと、道の方針でいうと平成18年1月に市町村国民健康保険運営安定化支援計画というのをつくられて、その後平成20年度には北海道医療費適正化計画というのがそれに引き継がれて、今度の支援計画では保険料の収納向上対策だけの内容ではないかというふうに言われて、道もそういう方針を示しているのでありますけれども、結局先ほどお話ありましたように、国の普通調整交付金の減額措置の適用外になるために道として支援方針をつくるということでありまして、道内では現在国の普通交付金減額措置を受けていた自治体は平成21年度で45保険者、2

3億円ほど減額措置を受けられているというふうになって、この支援計画を12月中につくるとこれらが減額措置の適用外になるというふうに言われておりますが、砂川市は減額措置の適用外でないかと思っておりますので、ちょっと確認したいと思うのですが、現在ですけれども、減額措置を受けていない市町村でも、いわゆる少なからずの影響が出るというふうに言われておりますが、砂川市としてどのような、まず適用外なのかどうなのか。それから、どのような影響が出るのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長 北谷文夫君 市民部長。

○市民部長 井上克也君 普通調整交付金の減額措置、いわゆるペナルティーでございますけれども、かつては一般被保険者の現年課税分では93%、これが平成20年の後期高齢医療制度がスタートいたしまして、それから規模別でいきますと砂川市は現年度92%の収納率を確保しなければ普通調整交付金で減額措置を受けるという状況でありますけれども、砂川市においてはこれら目標収納率をすべて上回っておりますので、減額措置対象となっておりません。

○議長 北谷文夫君 土田政己議員。

○土田政己議員 対象となっていないのですけれども、今度この広域化等の支援計画が策定されると対象になっていない市町村にも道は少なからず影響は出るというふうに言っているのですけれども、それはどういうことなのか。結局もっと収納率を上げることになるのではないかというふうに思うのですけれども、北海道全体の収納率を引き上げるために、もちろんさっきの基準以下のところはもちろん引き上げなければなりませんけれども、砂川市のような収納率の高い市町村にもさらに収納率を上げて北海道全体のレベルアップをするという方針のように見受けられるのですが、その辺はそのように理解してよろしいでしょうか。

○議長 北谷文夫君 市民部長。

○市民部長 井上克也君 国保財政の運営のためには、やはり保険税の収納率を向上させるということでございますから、減額措置、ペナルティーを受けていないにしても、現行92%を上回っているとしても、やはりそれを向上させていく、収納率を上げていくというのはペナルティーかかっている、かかっていないかわらず、取り組まなければならない課題だと考えておりますけれども、今議員さんのほうからお話ありましたとおり、減額を受けている保険者市町村と受けていない市町村というようなことから、私ども1回目でご答弁申し上げましたけれども、4点要望した中でこういったペナルティーを仮に皆解消したとしても、今言ったように逆にその収納率が若干低くても普通にもらえると。あるいは、努力して努力して高くなっても一定のルールでもらえるという、そういうものがありますから、やっぱり要望としては仮にそのペナルティーということになれば果たしてどういう状況だったのか、それをやはりできれば公表していただきたいという要望、4点のうち1項目として要望したところでございます。

○議長 北谷文夫君 土田政己議員。

○土田政己議員 要望された趣旨はわかるのですけれども、実際には今目標数値、砂川市は93.何%と高い収納率を誇っていますけれども、そういうところでも95%を目指してもらおうと、道の方針でいえばですね。そのために、収納率向上に向けて夜間、休日の未納者の自宅の訪問とか差し押さえの強化とか口座振替の促進など何か15項目を提示して、ただ単に収納率の低い自治体だけでなく、今ペナルティーを受けていない自治体に対してもそういうことを要請するというふうに言われているのですけれども、今部長言われたように、砂川市としてはそういう要望を4項目出したのだけれども、実際の支援方針の中ではそのようになるのでないかなと。そうすると、今までも職員の皆さん大変努力されて収納に努力されているのだけれども、さらに夜間、休日から含めてあらゆる点で収納率向上のためにやりなさいということが道から押しつけられると言われたら悪いのだけれども、この支援方針ができることによってなるのでないかという懸念がありますが、そんなことはないのかあるのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長 北谷文夫君 市民部長。

○市民部長 井上克也君 今お話ありました収納率95%という目標でありますけれども、北海道の考え方として道内の市町村半分以上がこの95%を達成していないということから、いろいろ収納率ですから多い少ないはありますけれども、一定の目安として95%に近づけようというようなことから、例えば現段階でペナルティーを受けているようなそういった収納率であれば、さらに段階的に引き上げて、最終的には何とか95%を北海道の目標としてそれぞれの市町村が取り組んでいこうという考え方での95%ということでございます。

○議長 北谷文夫君 土田政己議員。

○土田政己議員 私は、国民健康保険、砂川でいえば税ですけれども、税がなかなか大変だというのは、前から市長も言われているように非常に高い国民健康保険税になっているのです。ですから、そういう中でも砂川市は93.数%の収納率を誇って、職員の皆さんの努力もあるし、そういうこともあるのですけれども、さらにこれを引き上げることになると大変なことだろうというふうに思っていて、そういうことを求める広域化の方針というのは、砂川市のように努力されている市町村に対してはどうかかなというふうに思って、それぞれの、先日共同新聞だとか北海道新聞が全国の首長さんにアンケート調査なども行ったけれども、賛成は56%ぐらいですか、という状況になっていたのですが、砂川市としてはどんなような新聞の回答にされたのか、もしわかればお伺いしたいと思います。

○議長 北谷文夫君 市民部長。

○市民部長 井上克也君 この北海道の広域化等支援方針、これにつきましては対象期間はいつまでですかという考え方の中では、今年度の12月から平成25年の3月までをこ

の支援方針の期間とするということでございます。

また、今お話ありました広域化の関係での意見の各首長に対するアンケートでございますけれども、これについては対象年数を25年の3月という限定ではなくて、将来的に国保がどのようなスタイルがいいのかというようなアンケートでございます。砂川市長といたしましても、やはり広域化については賛成であるというようなことであります。その理由を何ですかということが問われまして、向こうから指示されておりますけれども、その一つとして国民健康保険の広域化は制度維持に欠かせないという項目がございましたので、この理由をもって、やはりどちらかといえばというよりも広域化には賛成だということでアンケートに回答しているところであります。

○議長 北谷文夫君 土田政己議員。

○土田政己議員 市長もかねがね言っておられたのですが、私は国民健康保険は国民皆保険制度に基づいて行われておりまして、憲法で保障する健康で文化的な生活を保障する制度であって、受益者負担制度ではないと。国民健康保険法の第1条では、社会保障及び国民の保険のための制度として規定されておりますし、また第4条では運営責任は国が負っているというふうにされているのです。したがって、国の財政支出のもとで基礎自治体である市町村が保健、福祉と連携しながら住民に医療を給付する社会制度の仕組みとして明記されているわけで、私は本来国民健康保険制度は国が運営責任を負うべきだと思うのですが、その辺さっき市長は広域化と言ったのだけれども、前は国が責任を負うべきでないかと市長もそう言ったのだと思うのですが、どうお考えなのか。私は、やっぱり基本的には国が責任を負うべきでないかなというふうに考えるのですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長 北谷文夫君 市民部長。

○市民部長 井上克也君 これまでも議会におきまして、保険税の会計でありますとか、そういったときにもいろいろ市長のほうからみずからのご発言させていただいておりますけれども、やはりその保険制度、これはやはり国保でいうところの地域保険、あるいは厚生、社会保険等のやっぱりそういった職域、そういったことをもって日本のすべての方がやっぱりその保険の適用を受けるといって医療制度でございます。ただ国民健康保険につきましては、むしろ現役というよりも高齢者等が退職と相まって被保険者となっているというような状況から、高齢化率でありますとか、あるいは所得の状況、そういったことから申しますと、やはりそれぞれ単一の市町村で今後とも運営していくというのには限度があるのではないかと。そういうことからいけば、やはり最終的には国なり、あるいは段階的には道なりが保険者となって運営しないと、持続という観点からいうと非常に難しい状況だということから、単一のそれぞれの市町村での運営というのが難しいという状況から、できれば広域化、一本化という方向でというお話はさせていただいているところであります。

○議長 北谷文夫君 土田政己議員。

○土田政己議員 この項の最後にいたしますけれども、先ほど部長答弁ありましたように、広域化等支援方針はことしの12月から平成25年の3月までですね。25年度から新しい医療制度が今国も検討されているというふうに思いますので、ぜひ根本的にやっぱり健康保険制度をどうするかというのは、根本的な医療制度をどうするかと。後期高齢者医療制度も民主党さんは廃止すると言っていたのですけれども、それが今後どうなるのか。23年度の医療改正のもとで、25年度から行われる医療制度の改正がどうなるのかということがあるのですけれども、ぜひそれぞれの市町村の意見をよく聞いて進めると。一応道はそういうことに言っているものですから、ぜひ市としての意見をきちっと上げていただいて、市民の健康を守るために努力していただきたいなというふうに思っております。

次に、ごみのふれあい収集制度について、部長からはその趣旨は今後重要な課題ですから、調査研究をしていきたいというお話でしたけれども、今砂川市のそういった方々のごみの状況はどんなふうにして収集されているのか、もしつかんでいたらお伺いしたいと思うのですが。

○議長 北谷文夫君 市民部長。

○市民部長 井上克也君 ふれあい収集ということで特定の方、おひとり暮らしでなかなかごみの排出が困難であるという方について、道内における何市かの取り組み、何町かの取り組みをご紹介いたしましたけれども、砂川市におきましては既存のルールといいますか、やり方でもって市内2地区に分けてそれぞれ指定の曜日に排出していただいているというようなことから、現状できれば私の自宅のほうにというようなお話は今のところございません。また、各町内会等の要望におきまして、そういった排出に当たってはそういう世帯に配慮するようなという要望も現段階ではございませんけれども、ご答弁申し上げたとおり、これからやはり高齢化ということでいけば、こういう問題も恐らく市民の声として出てくるのではないかとというふうに考えてございます。

○議長 北谷文夫君 土田政己議員。

○土田政己議員 介護保険サービスを受けている方は、ヘルパーさんがそれを協力してやっているとか、いろんな例はあるのですけれども、しかし実際にはごみのそこまでの収集責任持つことは、介護保険制度には入っていないのです。ヘルパーさん、サービスですか、あるいはその分の時間がごみにとられればほかのサービスが減るかということにもなって、他のまちでも大きな問題になっているわけで、やっぱりその部分はきちっと行政がやるべきだし、行政が責任を持ってやるべきであって、やり方は先ほど部長が言いましたように各市町村いろいろあります。市の職員がやっている場合もあるし、委託された人たちがやっている場合もあるし、さまざまな方法でやられていることがあるのですけれども、ぜひこの高齢化社会あるいはひとり暮らしでも在宅でという、そういう方向で進められるとすればこの問題は欠かせないし、特に冬になるとごみ集積所まで、ごみ収集所まで持つ

ていくというのは大変なことでありますので、やはり私は緊急の課題でないかなというふうに思っております。したがって、ぜひ来年度からは実施しないと言われましたけれども、そんなに財政がかかる、お金がかかる問題でもありません。各市町村の条例を見ても、対象者を明らかにしてやるとすれば膨大なお金がかかる仕事でもありませんので、本当にそういう人たちの安心してできる仕事として早急を実施をしていただきたいと思っておりますので、もう一度お考えあればお伺いしたいと思います。

○議長 北谷文夫君 市民部長。

○市民部長 井上克也君 道内各市の取り組み状況でございますけれども、釧路市もこのようなごみのふれあい事業ということでサービスをしております。釧路市の状況でいいますと、世帯数に対する件数でございますけれども、これについては利用されている方が、世帯が0.2%という状況ですから、1,000世帯に対して2世帯ぐらいの方がご利用されている。それから、苫小牧市におきましては、これまた0.1%というようなことで、1,000世帯に対して1世帯というような状況もございますし、もう一点、千歳市、ここでは大型のごみ、これについては現在砂川市と同じように、やっぱり玄関先なり、あるいは集積場所ということなのですけれども、こういった該当する世帯においては、大型ごみに限っては部屋の中まで収集させてもらいますよということで取り組んでおりまして、これについては大型ごみ0.9%という率で、0.幾らというようなパーセントでありますけれども、やはりそれだけの需要はあるということでございます。しかしながら、そうはいっても、やはり基本的にはそれぞれのご家庭で排出していただくのだということからいけば、数にあらわれてこない、それぞれ各町内会での取り組みですとか、あるいはお隣近所のご協力だとか、いろいろなものがあると思うのです。また、そういったことも必要なことかなというふうに思います。ただ、これもやっぱりそういった需要がやっている市町村であるということですから、その辺も含めて町内会さんとかのそういった懇談だとかそういった中でやっぱり必要な時期が来たら行政としても中心になってこの問題に取り組まなければならない時代が来るのだらうと思っておりますので、来年どうなのだというお話でありますけれども、これについてはもう少し時間をいただきたいというふうに考えてございます。

○議長 北谷文夫君 土田政己議員。

○土田政己議員 今ご答弁いただきましたように、地域の町内会としても大きな課題ですし、やはり今言われましたように、ぜひ全体で考えて、地域で皆さんを支えるというのも一つの方法ですし、また行政と地域が協力し合って、町内で協力し合ってやっていくという、方法はさまざまな方法あると思うのですけれども、ぜひ早急に実施するように検討していただきたいなというふうに思っています。

最後に、戸別所得補償について詳しくご答弁をいただきました。まず、ことしの戸別補償については、先ほどご答弁いただきましたように、対象農家総数、全体で198戸、1

億5,000万ほど現状ではされまして、ただことしは激変緩和措置があったためにそういう金額になったわけですが、来年度以降は先ほど答弁ありましたように緩和措置がなくなるということもあり、もう一つは部長ご答弁ありましたように、ことしは異常気象で、不作に加えて米の品質も悪い。特にこの北空知は不良で、先ほど言った94%という不良状況である。加えて、米価の暴落ということです。そこで、これからモデル事業の米価変動部分については、先ほど算定方式として、いわゆる8月から1月までの米価の動向と過去3年間の米価の状況を踏まえて決定をするというわけなのですが、実際に米価の下落がどの程度までカバーできるのかというところが大きな問題だと思うのです。これは、全国一律で計算されるということになります。ご案内のように、ことしの米価は全国的に大きく下落しておりますが、特に北海道のお米、きらら397でいえば23%ぐらい下がっていますか。それから、ななつぼしでも19%、20%以上の大きな下がりがあるのだけれども、全国平均でいうと現段階では12%ぐらいでないかというふうに言われていて、もし全国一律で支給されれば、北海道の農家の方々は大変米価の下落分は変動部分というのをカバーされないのではないかと懸念があるのですけれども、その辺はまずどうなのかお伺いしたいと思うのです。特にことしは、さっき言ったように不作、品質悪い、米価の下落ということで農家は非常に大変なので、この変動部分でどの程度カバーされるのかなということが一番関心の強いところなのですけれども、そのあたりの情報を得ておればお伺いしたいと思います。

○議長 北谷文夫君 経済部長。

○経済部長 栗井久司君 米価の下落に伴って、その変動部分がどのような形で交付されるかということでございますけれども、全国のお米の作況指数が先ほどご答弁したとおり98で10アール当たりの収量が522キログラムということで約8.7俵ぐらいと。この結果、全国ベースでの主食用米の予想収穫量が今823万トンと見込まれてございます。参考までに申し上げますと、今10月のきらら397、1俵当たり1万1,826円でななつぼしが1万1,723円で取引されている状況ということでございますので、全国のお米の全銘柄の平均価格は今10月で1万2,781円でございますので、このことから10月現在の、昨年の10月の全銘柄の平均価格が1俵当たり1万4,988円でございますので、この数値をとりあえず3カ年の平均の販売価格として試算してみたら、大体ことしはこの米価の値下がり約2,200円ほどということにとらえてございます。当市にこれを当てはめると、ことしのモデル事業の交付対象面積が480.8ヘクタールでございますので、全国の10アール当たりの収量522キログラムと算定しまして、差額の2,200円を乗じますと約9,200万円ほどが年度末に米の生産のほかに変動分として交付されるのではないかと試算してございますけれども、ただ国のことしの22年度の戸別所得補償モデル対策の予算額が全部で5,618億円ございまして、このうち今回の米戸別所得補償モデル事業が3,371億円で予算措置されてございます。既に当市

を含め12月3日で早く申請をされた都道府県につきましては31道府県が12月3日にこの交付金が支給開始されてございますけれども、今週10日に残った5都府県が予定されているということで、まだその申請の手続をされていない都府県につきましては年明けになるということございまして、このような状況から国の予算の中で順次交付されていくわけでございますけれども、最終的にこの変動部分が年度末の来年3月ということでございますけれども、とりあえず今窓口でございます農政事務所のほうにお聞きしますと、今までの18年から20年までの3カ年の平均販売価格からことし年明け1月に市場で取引された全銘柄の価格との差額は支給するのだと。その方針は変わらないということで伺っておりますので、前段で申し上げた当市のモデル事業の交付対象面積にこれらの差額を掛ければ約この9,200万ほどが当市のほうに変動分として交付されるのではないかとということで予想させていただいているところでございます。

○議長 北谷文夫君 土田政己議員。

○土田政己議員 今部長が言われたように、下落した2,200円分が本当に補てんされるのかというのが最大のことでありまして、後段に部長言いましたように予算の範囲内というのがあるのです。それで、私どものいろいろな情報によると、大体米にすれば1俵せいぜい1,200円、10アール当たりになれば1万円程度だろうと、全国平均ですから。そういう試算がもう出ているのです。ですから、北海道で2,200円下がっていながら、1,200円ぐらいしか補償されない危険性があるので、農政事務所がそういうふうに言っているとすれば、ぜひそれは今言われたように2,200円低下したとすれば、約砂川で1億円近いお金になるのです。この半分になれば、その半分しか入ってこなくなるわけですから、その辺はやっぱ農家の人をだますようなことのないように、きちっと下落した分の2,200円が支払われるようにぜひ強く国や農政事務所に要請していただきたい。私どもとすれば、全国一律平均すればそういうふうになるのではないかと。北海道でいえば2,200円ぐらいの下落なのだけれども、全国一律にすれば1,200円ぐらいにされてしまって、10アール当たり換算すれば先ほど言ったように1万円という程度にしかならないのではないかなど。ですから、2,200円ちゃんと補償しますよと言って、実際に来たら1,200円ぐらいしかないという状況になるのではないかとこの心配が農業関係者の方や農家の方はしているものですから、そのあたりの情報収集していただいて、強くそうならないように国のほうに要請してほしいと思うのですが、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長 北谷文夫君 経済部長。

○経済部長 栗井久司君 今お話ありましたとおり、米価が大変下落しているという状況でございますので、農業関係団体の方々も大変心配している状況でございます。このモデル対策における米価の変動分に対する差額の交付制度というのがそもそも米生産者の所得の一定の確保と農業経営の安定に大きな役割を果たしているということで私たち認識して

いるところでございますので、今後は国の出先機関である農政事務所はもとより、北海道の農業を守る観点から国に対しては下落部分のその地域ごとにおける単価の設定など新たな制度設計の中の見直しなども要望してまいりたいということで考えてございます。そんなことで、今後は生産者団体ともどもこのような考え方を国のほうに強く要請してまいりたいということで考えてございます。

○議長 北谷文夫君 土田政己議員。

○土田政己議員 本来であれば、米価の下落を抑えるために政府はそういうときには一定の数量を変えられるというのが今までのことでしたけれども、今回の民主党さん政府はそんなことやらないということで、どこまで下がっていくのか。下げどまりがないのですという状況で、農業生産者もそうですけれども、お米が過剰だということを理由にして、ほとんどお米が動かないですから。だけれども、売らなければ農家の皆さんにお金が入らないことになるので、もう安くても何でもいいから、結局は売らなければならないという苦悩があると思うのです。そうすると、最終的には農家の皆さんに。先ほど言いましたように、1万一千幾らという米価言いますけれども、流通経費が入っていますから、これらを引くとほぼ流通経費2,000円と言われて、今でさえ9,000円ぐらいなのです、1俵当たりのお米の値段というのは。さらにそれが下落していくのでないかという心配がありますので、やっぱり水田経営を守る上でぜひ強く要請をしておいていただきたいなというふうに思っております。

次に、来年度からの本格的実施に向けて、先ほど詳しいご答弁がありましたけれども、水田の場合は、あるいは転作の場合は本年度とほぼ同じ状況に行われるのですけれども、ただ畑作物では、改めて畑作物の所得補償がされるようになりました。そこで、畑作物といいますが、言われているのは先ほどご答弁ありましたように麦とか大豆とかてん菜あるいはでん粉用のバレイショ、さらにこれに加えてソバ、菜種などが加わりましたけれども、畑作で砂川で適用になるというのはソバぐらいかな。ですから、どうなのですか、大豆でもあるのか、菜種の作付があるのかどうか。ことしの実績から見て、砂川市どのぐらいの補償が、面積があるかつかんでいるか、ちょっと実績を教えてくださいののですけれども。

○議長 北谷文夫君 経済部長。

○経済部長 栗井久司君 23年度から新たに制度設計される畑地作における10アール当たり2万円の戸別所得補償の関係ですけれども、砂川市で一番多いのがソバでございまして、他の5品目につきましては余り生産がされておられません。それ以外の作物では野菜というのが主なものでございまして、トマト、キュウリ等でございますけれども、今回の畑作の関係につきましては、野菜というのは対象外になってございます。それで、この野菜の関係につきましては、10アール当たり2万円は交付されませんが、水田利活用向上対策の中で一応産地資金ということで助成を受けるような形になってございますので、現行の激変緩和調整額が発展的に解消して、この産地資金という形で上乗せされるよ

うな戦略作物、地域特産品の振興策として継続的な配慮をいただけるように今後は農政事務所を通じて国のほうに要望していきたいと思っていますけれども、ソバの面積につきましては、ちょっと今資料は持ってきておりませんけれども、約230ヘクタールほどだったということでちょっと記憶してございますけれども、そんなことで今回砂川市はこの6品目のうち一番ソバが多いところでございますので、今後はこれを中心とした形で生産振興を図るような形で考えていきたいということで生産者団体と協議に入っていきたいと思っています。

○議長 北谷文夫君 土田政己議員。

○土田政己議員 ご存じのように、砂川市の農業というと、今部長ありましたように、野菜の方もいるし果樹の方もいるし、畜産、酪農、これみんなないのです、適用が。それから、畑作といっても、畑作の戸別所得補償でいうと水田にソバを植えているのは、これはさっき言った面積あるのだけれども、本当の畑作でソバは植えているのはどのくらいあるかと聞いたら、部長あれなのですけれども、少しはありますけれども、でもほとんど余りないのです。ですから、もしこれから畑作の畑の耕作放棄地とかそういうのになりそうなところにもソバを植えれば、今回の方でいえば10アール当たり2万2,800円ですよ。それか、あるいは45キロ、いわゆる1俵あたりにすれば1万5,320円というのが支給されるということになるので、砂川市の畑地で野菜もつukれない、そうなっている畑を活用すれば、もしソバを植えたりすれば、そういったことにこの制度を活用できるのでないかというふうに思うのですけれども、そうすると農家の皆さんの高齢者になった、山手の土地でも利用していないところが結構あるのです。それらを大いに活用して、農家の収入にもこういうものがあれば生産で収入が上がるのと。ただ、今までは畑にソバ植えたって補償金も何もないば、刈り取って乾燥してやれば経費のほうが多くなるという状況があったのですけれども、もし畑作の所得補償を活用すればそういった点で活用できるのでないかと思っておりますけれども、そのあたりはどのようにお考えになっているかちょっと伺いして、砂川ではさっき部長言ったようにソバしかないと思うのです。たまに一部菜種をつくったりする人もいますようだけれども、そのあたり、もし現状をわかっていけば伺いしたいと思えます。

○議長 北谷文夫君 経済部長。

○経済部長 栗井久司君 当市の畑作、先ほど面積の関係につきまして水田におけるソバの面積でございまして、いわゆる純粋な畑地のソバ面積というのは、きちんとした形で面積が確定されてございませぬので、今後国の制度の純粋な畑地における面積の確定がきちんとした形で国のほうで示されるのではないかと思っておりますけれども、当市の耕作放棄地でも新たに国の事業でもってソバ畑にしたという事例ございまして、これはたまたま農業生産法人の方をお願いして賃貸で耕作をしているところでございます。このような事例から、今後は耕作放棄地だとか産地における、いわゆる純粋な畑地帯においてはソバ

を中心とした形で農業所得の確保を図るという方から生産者団体とそのような農業生産法人の方も入れて今後大きな国の制度の活用を進めながら農業所得の向上と当市の新たな農業振興の作物の一つとして生産拡大に努めてまいりたいということで考えてございます。

○議長 北谷文夫君 土田政己議員。

○土田政己議員 そういふ点もありまして、私も説明会の時期はというふうにもお聞きしたのですけれども、1月か2月にかけて農政事務所を中心にして、昨年は説明会は少し初年度ということもあっておくれ、いろいろ混乱もあったのですけれども、ことしはまた制度が新たになって、農家の方々にやっぱり十分理解をしていただいて、ぜひ制度を十分活用し、せつかくの制度ですから活用して、農家の収入、農家経営の安定のために少しでも役立つようにしていく必要が、制度そのものにはいろんな問題点があったにしても、やっぱり決まった以上はそれを進めていく必要があるのではないかなというふうに思っております。

同時に、野菜や果樹や畜産、酪農についても、本当は所得補償制度をつくるようなことを言っていたのですけれども、今回全く抜けているのです。ですから、今年度が本格的な実施というのだけれども、その部分は結局どうなるのかわからない面があるので、私どもはやっぱり本当に所得補償をするというのであれば、今酪農家も乳価が下がって大変な実態になっているし、それから野菜農家さんも果樹さんも、ましてやTPPのような自由化されればすべてのところに大きな影響が出てくるわけで、野菜農家も果樹の農家の皆さんも畜産も、酪農の皆さんにも適用されるように強く要望していただきたいと思いますが、この点についてお伺いします。

○議長 北谷文夫君 経済部長。

○経済部長 栗井久司君 今議員のご指摘のとおり、畜産、酪農も現政府は農業所得補償制度の導入ということで打ち出していたのですけれども、財源的な考え方から今回畑地帯の、畑だけの、畑作だけの補償制度を新たに導入したということで、畜産、酪農、果樹の関係については今の段階では制度は示されないということでございますので、23年度の本格実施の中には組み込まれないだろうということで受けとめてございます。このようなことから、当市といたしましては畜産、酪農経営だとか果樹につきましても稲作、畑作と同じく生産者団体と一体となって国の窓口である農政事務所を通じて、または全道市長会などで新たな制度設計の創設に向けて強く要望していきたいということで考えているところでございます。

○議長 北谷文夫君 土田政己議員。

○土田政己議員 もう時間になりますから終わりますけれども、本当に食料自給率を50%に引き上げて、日本の、あるいは北海道の地域の農業を振興させようとするれば、砂川市のようにさまざまな農家の人もあって、例えば砂川にはないけれども、花をつくっている方もいるのです。花をつくっても食料自給率の向上にはならないという理屈がありますけ

れども、しかしそれは、だから援助しないのだという理屈も言われている点もあるのです。しかし、花農家がなければ困るのです、日本全体の中に。ですから、今花の農家さんも大変ですし、それから特に牛屋さんの場合も乳価が4円も下がって、今酪農地帯も大変な事態になっていますので、ぜひやっぱり地域の農業全体を守るために制度の一層の改善を国に要望していただきたいということを申し上げまして、私の一般質問を終わります。

○議長 北谷文夫君 10分間休憩いたします。

休憩 午後 2時02分

再開 午後 2時12分

○議長 北谷文夫君 休憩中の会議を開きます。

休憩前に引き続いて一般質問を続けます。

武田圭介議員の質問を許します。

○武田圭介議員（登壇） それでは、既に通告してありますように、大きく3点について市長並びに教育委員会の見解を伺ってまいります。

大きな1点目は、公共サービス基本法施行による公共サービス提供に対する考え方についてであります。昨年7月に公共サービス基本法が施行され、公共サービスに対する基本理念として5つの事項が公共サービスに関する国民の権利として明確にされるとともに、国や地方自治体の責務が明らかにされました。この法律の趣旨からすると、地方自治体においても内部管理事務を除く行政の行うすべての事務事業が公共サービスに該当し、今後公共サービスに関する施策の推進において国民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与するとされています。この法律は、国会議員の議員立法による成立のため、法律が制定されても自治体の関心が低く動きが鈍いという話も聞かれますが、わずか11条しかないこの法律の施行に伴って影響を受ける自治体の条例、規則、契約などは膨大なものになることが想定されています。そこで、以下について伺います。

（1）として、公共サービス基本法施行により、改めて公共サービスに対する考え方などのような検討を加え、砂川市として公共サービスの提供を行っているか。

（2）として、公共サービス基本法は第11条において公共サービスの実施に従事する者の労働環境の整備をうたい、この第11条を直接的な根拠法令として公契約条例を制定したり制定しようとする自治体もありますが、砂川市における公契約条例制定の考えについて。

（3）として、公共サービス基本法は第3条第2号において社会経済情勢の変化に伴い多様化する国民の需要に的確に対応するものであることを基本理念としてあらわしています。行政が提供するサービスは無数にありますが、行政運営を支えていく上で必要な歳入の確保、つまり使用料や税金の納入方法などが多岐にわたることは住民の利便性の向上に資すると同時に安定した市の財源確保につながります。そこで、カード納税や郵便局における各種税の納付、税の納付回数の見直しなど、住民のニーズと利便性向上に寄与すると

考えますが、この点についてどう考えるか。

(4)として、公共サービス基本法は第3条第4号において公共サービスに関する必要な情報及び学習の機会が国民に提供されるとともに、国民の意見が公共サービスの実施等に反映されることを基本理念としてあらわしています。現在自治体の資産、債務改革等に資するツールとして新地方公会計制度導入に向けての取り組みが全国の自治体で着々と進んでいます。自治体財政健全化法施行以来、自治体の財政運営にも厳しい目が注がれる中で、この新地方公会計制度が導入される目的の大きな3本柱の一つが住民に対する情報開示と説明責任の履行ということからも早期の実現が望まれますが、その考えについて伺います。

次に、大きな2点目は病院管理会計を活用した病院経営管理についてであります。公立病院の経営環境が国の診療報酬の改定動向により変化する中で全国の公立病院の経営は難しいかじ取りが行われています。一方で患者さんなどからは安心、安全な医療の提供が強く求められており、そのためにも病院経営基盤が安定し、医師などのスタッフが充実していることが必要不可欠です。砂川市立病院は、10月28日に新本館を開院し、地域の期待にこたえる機能を備えた病院として再出発しました。新病院が開院したと同時に、旧病院本館では対応し切れなかった物理的、ソフト面についても大きく改善されています。砂川市立病院がさらに地域の住民の皆さんの期待に添っていくためにも、それらに対応できる合理的な経営管理手法が必要となってくると考えます。医療分野においては、従来からも原価計算や指標の設定などによる比較検討が行われてきましたが、近年DPCの導入とその拡大の中で改めて病院管理会計のあり方とその活用が注目されていますが、それらを活用した病院経営管理についての考えを伺います。

最後に、大きな3点目は小中学校におけるシチズンシップ教育の取り組みについてであります。小中学校における義務教育は、児童生徒に確かな学力を身につけさせることだけではなく、学校生活を通してさまざまな体験、経験を経て、豊かな人間性、社交性、社会における集団生活など、人との交わり方や規則や規範といった社会に接する上で必要なこともまた学んでいます。家庭における教育と異なり、児童生徒が学校という公共の場において親族以外の他者と交わっていく中で内なる社会と異なる社会があることをしっかりと意識させることが大切です。自分と異なる考え方や価値観を持つ人との交流、校則などの一定のルールに従うことの大切さ、なぜルールが必要であるのか、他者を思いやるなど、今後の児童生徒が成長していく上で社会とのかかわりは欠かせません。教育の早い段階から社会性を学んでいくことは、とても大切なことであると考えています。これからの学校教育において、市民の時間として年に数時間程度を、例えばルール、マナー、民主主義、自由主義、経済、キャリア、ユニバーサルデザイン、ノーマライゼーションといったように社会性のあるテーマの中から何分野かを選択して各教科や学校行事全般にわたって子供たち自身にさまざまな観点からいろいろと考え、思考力を鍛え、討議や社会にかかわる体

験活動を通して価値観の異なる他者を知るなどといった協働社会における市民力の基礎を身につけてもらうシチズンシップ教育を砂川市独自の取り組みとして市内の小中学校において統一的な教育として実施できるように教育委員会から各学校に働きかけることはできないのか伺います。

以上のことをお伺いして、演壇からの質問といたします。

○議長 北谷文夫君 総務部長。

○総務部長 角丸誠一君（登壇） 私のほうから、大きな1の（1）から（4）についてご答弁申し上げます。

初めに、（1）、公共サービスに対する考え方の検討と提供についてご答弁申し上げます。平成21年5月に制定された公共サービス基本法は、国や地方公共団体が実施する公共サービスに関し国民の権利として良質な公共サービスが提供されることやサービスに対する選択、学習の機会が確保されることなど基本理念として定め、国や地方自治体の責務を明らかにするとともに、公共サービスに関する施策の基本となる事項を定めることにより公共サービスに関する施策を推進し、もって国民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的に制定されたものであります。また、基本的施策として公共サービスを委託した場合の説明の……失礼しました。責任の明確化、国民の意見の反映、公共サービスの実施に関する配慮や従事する者の労働環境の整備を定めており、信頼される公共サービスの提供に関する重要な法律であると考えております。現在砂川市の行っている公共サービスについては、同法の趣旨や理念に沿ったサービスを提供していると認識しておりますが、この法律の施行による今後の公共サービスに対する検討については、地方公共団体が公共サービスを委託した場合の委託を受けた者との間でそれぞれの役割分担や責任の明確化の再検討、公共サービスに関し広く住民の意見を求めるための新たな方法、現在実施している公共サービスが利用者目線に立っているのかの再検討、公共サービスの実施に従事する者の適正な労働条件の確保や労働環境の整備に関し必要な施策の確立などについて研究していく必要があるものと考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

続きまして、（2）、公契約条例制定の考えについてご答弁申し上げます。公契約条例は、近年公共工事や業務委託などの公契約における入札において過度の競争による低価格での落札の結果、下請の事業者や業務に従事する労働者の賃金低下を招くとともに、公共工事あるいは公共サービスの品質低下につながる問題が懸念されています。公契約条例は、自治体が公共工事や業務委託を受注する元請企業に対し従事する労働者の賃金の最低基準額の支払い等を義務づける制度であり、公契約にかかわる業務に従事する労働者の最低基準賃金の確保と適正な労働条件を改善することによって公契約にかかわる業務の質の確保及び公契約の社会的な価値を向上させ、さらに地域経済の活性化や地域再生にもつながるものと考えられ、一部自治体で制定されております。公契約条例については、公契約の社

会的な価値の向上を図るとの評価がある一方で、自治体が公共工事などを受注する元請企業に対し従事する労働者の賃金の最低基準額を義務づけるために、結果として契約金額の増加の問題などが指摘されており、また関係法令に基づく労使間の雇用条件や商取引などを条例で定めることには課題が多いとも言われております。公契約条例は、平成22年2月に全国で初めて千葉県野田市で施行され、予定価格が一定額以上の公共工事及び業務委託契約を対象に適用されておりますが、適用事例が少ないとともに、施行後まだ1年を経過しておらず、条例の政策的効果をはかり知ることができない状況であることから、直ちに導入の可能性を検討するというのではなく、今後他自治体の制定状況等も注視しながら研究していく必要があるものと考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

次に、(3)、カード納税や郵便局における納付、税の納付回数の見直しなどについてご答弁申し上げます。最初に、カード納税につきましては、平成18年に地方自治法施行令が改正されたことから全国の自治体で検討が始まりましたが、平成21年7月現在では全国で18自治体が導入しているにとどまっているところであります。カード納税は、定率の手数料がかかりコスト高であることや、いわゆるポイントサービスが設定されていることから、税の納付に利益還元が受けられるという他の収納手段の納税者と異なる利益を得てしまうことから、納税者の不公平……失礼しました。公平性を考慮しなければならないなど、導入に当たって検討しなければならない事項が多岐にわたることから、現状では導入することは難しいものと考えているところであります。次に、郵便局における税の納付についてであります。収納場所の拡大に向けシステムの入替えの今年度、検討した経緯がありますが、この場合郵便局での収納には納付書がゆうちょ銀行に承認された様式とすること、ゆうちょ銀行が砂川市の税金を窓口で取り扱えるようになることが必要となります。納付書は変更可能であります。窓口で税金を取り扱うにはゆうちょ銀行が砂川市の収納代理金融機関になる必要が生じます。現状の砂川郵便局の体制では、指定金融機関である北洋銀行砂川支店との間で手形交換などの事務を実施していないことから、銀行間の資金及び情報の流れがスムーズにいかず、現状では郵便局の窓口で市の税金を取り扱うことは難しい状況であります。次に、税の納付回数についてであります。地方税法により納期が定められている税以外は、各自治体が条例により独自に納付回数を定めることができるようになっております。当市では、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料について独自に納付回数を定めていますが、特に国民健康保険税の納付回数は保険料率の引き上げの際や限度超過額の引き上げの際にその都度検討しているところであります。納付回数を増加させることにより一回の納付額が少なくなり、納めやすくなるのメリットはあります。しかし、納期が多くなれば最終納期から出納閉鎖日までの期間が少なくなることから、最終納期後の未納額を解消する期間が短い難点があり、年度全体の収納率を考えた場合、現行の納期が最良であると考えているところであります。しかし、現行の納付回数では一回の納付額が大きいため納めることが厳しいという方には、積極的に分割納付

の相談を受け、納期を延長し、分割で納付していただいております。そのような方法で対応してまいりたいと考えております。市税の納付方法、納付場所の拡大や納付回数の見直しは、住民にとって利便性の向上に寄与することとなり、公共サービス基本法に定められている国民の需要に的確に対応するものでありますが、コストを無視して導入することや歳入低下につながるもの等は導入するには問題があると考えているところであります。

次に、(4)、新地方公会計制度の導入に向けた取り組みについてご答弁申し上げます。新地方公会計の整備につきましては、行政改革推進法において地方の資産、債務管理改革の一環として企業会計の慣行を参考とした貸借対照表などの整備が求められ、平成18年に示された国の地方公共団体における行政改革のさらなる推進のための指針により、原則として国の作成基準に準拠し、発生主義の活用及び複式簿記の考え方の導入を図り、貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書の4表の整備を標準形とし、地方公共団体単位及び関連団体等も含む連結ベースで財務処理作成に係る基準モデル、または総務省改定モデルを活用して公会計の整備に取り組むこととされたところであります。この際、取り組みが進んでいる団体、都道府県、人口3万人以上の都市は平成21年度までに、取り組みが進んでいない団体、町村、人口3万人未満の都市は平成23年度までに4表の整備または4表作成に必要な情報の開示に取り組むこととされております。情報開示、説明責任の履行ということから、本市における財政状況の公表について申し上げますと、広報すながわあるいはホームページ上に決算状況、健全化判断比率に加え、新地方公会計モデルではありませんが、従来の総務省モデルによる貸借対照表、バランスシートになります。財務状況の比較分析表や一覧表などの情報を開示しているところであります。また、新地方公会計の導入についてであります。財政的な負担を考慮し、システム整備や外部委託による資産評価を行わず、平成21年度から資産台帳の整備等を進めており、指針で示されている平成23年度の公表に向けた取り組みを行っているところであります。しかし、国では本年9月に新地方公会計をさらに推進すべく4表の作成以来から3年が経過した財務書類の作成についての検証、国際会計基準及び国の公会計等の動向を踏まえた新地方公会計の推進方策などの検討のため、今後の新地方公会計の推進に関する研究会を発足させたところであり、会計基準や現行の複数ある財務書類モデルを統一し、他団体との財政状況の比較を可能とすることや既存の財務書類などの指標との役割分担を明らかにしていくこと、新地方公会計に何を求めるのか、何のために行うのかについての整理が必要など、さまざまな意見があることから作成基準が変わることも視野に入れ、膨大な作業が無駄になることのないよう、この点を注視しながら取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○議長 北谷文夫君 市立病院事務局長。

○市立病院事務局長 小俣憲治君 (登壇) 大きな2、病院管理会計を活用した病院経営管理についてご答弁申し上げます。

当院は、地域センター病院として地域における医療ニーズや国の医療政策を的確に把握しながら安定した病院経営を図るため企業会計を基本に医療等のデータ分析などにより健全な病院経営、運営に努めているところであります。悪化の道が続く医療の情勢においては、厳しい経営環境の中でもなおかつ経営の安定性を高め、質の高い医療サービスを提供しなければならないと考えております。

ご質問の病院管理会計を活用した病院経営管理であります。一般的には部門別損益計算や指標管理、さらには行為別、疾病別原価計算などを主としたそれぞれの会計情報をもとに経営管理における意思決定や組織的内部の業績測定、業績評価に活用するとともに、職員の経営に対する意識改革にも活用されているところであります。また、病院の財政状況を把握する上では財務会計に基づく各種資料はもちろんのこと、管理会計分野の部門別損益計算、さらに原価計算などは病院運営に不可欠な情報となるとともに、費用対効果の面からも大変重要な情報となります。こうした中で、今後当院として取り組まなければならないことは、DPCにおいて実施しているベンチマークの比較、いわゆる診療内容の比較分析や電子カルテシステムを中心に各部門との連携を図り原価計算システムの構築を進め、病院経営における有効な資料として管理することを考えております。なお、これらの対応につきましては、国が進めている病院企業会計規則の見直しの時期を見ながら研究、検討をしてみたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長 北谷文夫君 教育次長。

○教育次長 森下敏彦君（登壇） 私のほうから大きな3の小中学校におけるシチズンシップ教育の取り組みについてご答弁を申し上げます。

シチズンシップ教育とは、市民性教育とも訳され、社会や経済の仕組みを理解、実践するために必要な知識や技能を身につけ、社会人として望ましい社会を維持、運営していく力を養うことを目的として行われる教育であり、コミュニケーションや議論、体験、行動を通して学ぶことによって社会への帰属意識や認識力、問題解決能力、洞察力、変化への受容力や対応力を向上させ、問題解決に前向きな人間性を育成する取り組みであると認識しております。とりわけ学校教育においては、目まぐるしく変化する現代社会において子供たちが将来市民として十分な役割を果たせるように、よりよい社会づくりに積極的に参加しようとする意欲やそのために必要となるスキルを身につけることが主たるねらいとして想定されます。

ご質問では、市内の小中学校における統一したシチズンシップ教育への取り組みについてであります。現行の学習指導要領及び平成20年3月に告示されました新しい学習指導要領にはシチズンシップという直接的な表現での記述はされておられません。しかし、先ほど述べましたシチズンシップ教育の意義、目的等を考慮しますと、その具体的な内容として選挙、裁判、消費、金融、租税、環境、福祉、社会貢献活動、モラル、マナーなど、さまざまなものが想定され、これらは学習指導要領上においても各教科や道徳、特別活動、

さらに総合的な学習の中でそれぞれ段階に応じて適切に学習するよう規定されております。つまり学習指導要領の内容を適切に扱うことにより、シチズンシップ教育でうたわれている、いわゆる市民性についての知識や技能、または意識や意欲等の向上につながる学習が国の基準において履修されることとなるということが言えます。ご承知のとおり、現在新しい学習指導要領への移行が進んでおります。特に小学校においては来年度から本格実施となることから、現在教育課程の編成作業の最終段階を迎えております。各学校がそれぞれの特色を生かしながら各教科などすべての学習活動において新しい学習指導要領が掲げる目標の実現に向け、いかにしてより効果的な学習活動を展開するのか、その土台となる教育課程を適正に編成することが喫緊の課題であると、このように考えております。したがって、シチズンシップ教育で期待されるような具体的な学習内容については、各学校がそれぞれ教育課程の中に適切に位置づけ、各教科や道徳、特別活動、さらに総合的な学習の中で効果的に指導してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長 北谷文夫君 武田圭介議員。

○武田圭介議員 それでは、再質問をしてみたいと思いますが、まず私も一問一答方式の大項目一括方式ですので、1項目ずつ伺っていきたく思います。

最初に、公共サービス基本法についての答弁をいただきましたけれども、(1)から(4)までであるのですが、(1)は総論的なことであって、2から4までは一つの例示というか、公共サービス基本法は初回演壇でも言いましたように、自治体のあらゆる業務にかかわってくる理念法であるわけです。まだ法律の段階でも基本理念として国や自治体の責務としてあらわしたものであって、各論的な話というのは特に個別法といったようなものはできておりませんが、繰り返しにもなりますが、この法律の基本理念というものは行政の本当にすべてのサービスにかかわってくるものだということでもあります。つい先日、第6期総合計画で今後10年先の砂川市のまちづくりのことを話し合う特別委員会等もありましたけれども、その中においてはこれから国がどんどん地域の時代として、地域は自分たちのことは自分たちで決めていくというようになったときには、そこに住んでいる住民の皆さんはもちろんでありますけれども、やはり職員の皆さんもいろいろと新しいことに果敢にチャレンジしていかなければならない。当然今の現状においてもいろいろなことをなさっていると思います。ですので、この公共サービス基本法のことについて先ほどお伺いしたときも、当然のことは当然のようにやっているというような答弁もありましたけれども、常に時代はやはり動いているので、新しいニーズを的確にとらえて時々振り返って自省をすることが大切であるというふうに思うわけです。時間もないので、余り詳細に法律の中身は触れませんが、わずか11条ばかりの法律の中には本当これからの自治体の進むべき基本理念が凝縮されておまして、第3条の基本理念、5つの基本理念だけはちょっと触れておきたいと思いますが、1つは安全、良質なサービスが確

実、効率的かつ適正に実施されること。それから、2つ目は社会経済情勢の変化に伴い多様化する国民の需要に的確に対応するものであること。それから、3つ目が公共サービスについて国民の自主的かつ合理的な選択の機会が確保されること。4つ目が公共サービスに関する必要な情報及び学習の機会が国民に提供されるとともに、国民の意見が公共サービスの実施等に反映されること。5つ目が公共サービスの実施により苦情または紛争が生じた場合には適切かつ迅速に処理され、または解決されること。一見当たり前のことを言っているのですが、これを個別的に、では具現化していくときにどういった解決策があるのだろうか。これは、全国統一の方針が示されるというだけではなくて、やはり砂川市においては砂川市内のルールというものを公のサービスを提供する皆さんは考えていかなければならないのかなというふうに思っております。

それで、この公共サービスの基本理念、今述べた基本理念を踏まえて、先ほど答弁にもありましたけれども、これからは公共サービスの担い手というのは単に公務員だけではなくて、この公共サービス基本法の内容によりますと、公共サービスにかかわること、つまり公共事業等で道路の補修とかを行っている方、または外郭団体の職員あるいは社会福祉法人職員、そういった方々も公共のサービスを提供しているといえれば公共のサービスを提供しているわけです。こういった公共サービスの実施に従事する者の範囲が非常に広がってくるわけなのです。つまり本当に狭義の公務員だけで公共サービスを支えるのではなく、広義の公務員、またはみなし公務員とか公務の仕事に準ずるような仕事でもいいのですけれども、そういった皆さん方で公共サービスを担っていかうといったようなことを考えていかなければならないわけでありまして。その中の一つとして、やはり地域で働く人たち、特に都市部と地方部の格差というもの大きいものがありますけれども、先ほど公契約条例の話というものも出ていましたが、なかなか公共事業が減少している中で、その公共事業に依存している業者さんもいらっしゃるわけなのです、特に地方部においては。そういったときに、その人方の生活を支えるのも、これも公ではないかというような考えも一つの考え方としてできるわけでありまして。先ほど個別の中では公契約条例についてはまだ千葉県野田市が先進自治体として実施してから1年程度しかたっていない、その効果を見きわめることができないというお話もありましたけれども、公契約条例に限らず、例えばこれも第6期総合計画の特別委員会の中でも触れられていましたけれども、自治基本条例等々の中にもやはり公に携わる者の責務または住民の責務といったようなものも盛り込んでいかなければならない。盛り込まなくても、こういった公共サービス基本法の基本理念に即してどういうふうに砂川市として判断していくのかを考えていかなければならないと思うのですけれども、まずこの点について、特に自治基本条例に関しては今後研究を進めて、制定についてもやぶさかではないというような答弁だったと思うのです、第6期の特別委員会の中では。それがすぐ早い段階かどうかはわかりませんが、やはりこの法律ができたことというのは結構、先ほど演壇で述べたように、なかなかまだ知らない

自治体の方もいらっしゃるわけなのですけれども、やはり法律ができた以上はこういったことにも意識しつつ新しい砂川市なりの独自の条例、それが自治基本条例や公契約条例だけにはとどまりませんけれども、考えていくべきなのかなと。それから、今窓口や、窓口ではなくてもいろんなところで提供している行政サービスについても職員それぞれ一人一人が、当たり前のことですけれども、こういった基本理念に従ったことを日常的に行っていることが本当に今のままでいいのだろうかといったようなことも、やはりどこかの段階で自省していくような場面というものも研修の中でも必要になってくると思うのです。そういったようなことについて、今の段階でよろしいのですけれども、今の段階ではそれを管理する、人事を管理する執行部の、今幹部の皆さんいらっしゃいますので、どのようにお考えになっているのかということをお伺いしたいと思っております。

○議長 北谷文夫君 総務部長。

○総務部長 角丸誠一君 この公共サービス基本法というのは大変幅が広い、行政で行うものすべて、先ほど言われた業務委託等も含めて公共サービスに従事する者すべてに該当していくという基本法になるものであります。この法律の背景としては、小泉政権以降の小さな政府というのを目指して、民間にできることは民間にという、ゆだねる基本方針に基づいてきた結果、構造改革がいろいろ進められてきたのですけれども、財政再建のためのコストの削減を重視した手法によって公共サービスの質の低下がされてきたのではないかとということがまた懸念されている部分でありまして、それから官と民との業務に関しての責任の分担があいまいになってきているというようなことが指摘されて、この公共サービス基本法が制定されてきた背景というふうに考えているところであります。大変大きな理念法でございますけれども、特に11条の条文の中の基本的施策というところの中では、当然私たちじかに携わる者もそうなのでしょうけれども、業務委託等あるいは工事もそうなのでしょうが、そういった労働者の条件あるいは環境にも配慮しなければならないということが強くうたわれております。特に先ほども検討していかなければならない事項の中で申し上げましたけれども、仮に委託業務なんかをしている場合、例えば指定管理者だとか業務委託だとかというのを業者に、あるいは町内会等をお願いしているわけなのですけれども、そういった業務の内容が仕様書に準じたものであればいいという考えで物事が進んでいるのか。仮に現場でいろんな問題が生じても、その解決策がないだとか、そういった場合にはどうするかというような、文献を見るとそういったものの提起も解決策がない。それらを解決していくのも行政の責任だというふうにもまた言われておりますし、それから行政側だけの効率性ということを追及し過ぎて市民の目線がなくなっているというような部分も指摘されておりまして、そういった部分の意見反映だとか、それからさらに言われている部分でいけば11条関係で先ほど公契約のお話もありましたけれども、公共サービスを実施する、従事するそういう労働者の環境整備といったところで、ただ業務委託が経済性だけで、あるいは効率性だけで行われているのではないかと、そういった部

分も検証していくのが行政の公共サービスを提供する側の責務であるというふうな解説がなされておりますから、私たちの今これまで行ってきたいろんな業務、事務事業がございますけれども、そういったものも一たん見直しをしながら、個別具体的方法、法律になるのか条例になるかちょっと定かではありませんけれども、そういったものを一回注視しながら、これは調査研究をしていかなければならないものだというふうに考えているところであります。

○議長 北谷文夫君 武田圭介議員。

○武田圭介議員 今答弁いただきましたけれども、やはりずっと惰性で行政サービスもいくのではなくて、例えば高齢化が進展していけば、やはり高齢者に対するニーズというのでも高まりがありますし、午前中の一般質問等でもありましたけれども、病児保育とか新しいサービスの提供といったようなことも常日ごろからやはり考えていかなければならないことであると思っていますので、新しい施策、新しいサービスの提供のあり方、それから既存のサービスの提供のあり方であっても、方法を変えることによって、またそれを受益される方の市民の皆さんの印象が変わるといったようなこともあり得ると思いますし、そういったことの研さんというのは、やってもやり過ぎたとしてもやり過ぎるということはないと思うのです。私もここで常々言っていますけれども、市の職員の皆さんも砂川市民の一人であって、当然ご家族がいらっしゃる。職員をやめた後、定年退職や、または途中でやめられたとしても砂川に残っていれば砂川市の行政サービスの受益者になるわけなのです。ですので、一生懸命自分たちがやっている公共サービスというものは、いずれまた自分たちに返ってくるという意識を持って、その辺は常日ごろからそういう意識は持っていらっしゃると思いますけれども、何度も繰り返してくどいようですが、新しいニーズというのはいつ、どこから生まれてくるかわからないものでありますので、その辺は常に自省をしていろいろと職員研修の場あるいは日常的な中でいろいろと改善を加えていっていただきたいなというふうに思います。

それから、この項目について最後の質問としますけれども、先ほど公会計の住民に対する説明で公会計の話、今は着々と進めているというお話もありましたが、その中でホームページ等の広報紙等の公開というような話もありましたけれども、これは総務省のほうの、ちょっと局長もどこの局長かというのは私は今失念してここでわからないのですけれども、局長通知で出されているものがありまして、新しい財務書類4表をただ単に住民の皆さんに公表するだけではなく、やはり財務書類4表によって何をわかってもらいたいのかということを常に念頭に置いた説明をあわせて行うことが必要であると。そのために、財務書類のわかりやすい公表に当たって留意すべき事項といったような通知が出されているというそうなのです。ですので、これに沿って会計に詳しくない住民の方であっても、そういった住民の方に配慮した開示を行うことも一つのこういった新しい公会計制度を導入する重要な要素になっていると。ですので、これも先ほどの話と絡んでくる話でありますけれ

ども、今やっている住民の皆さんに対する説明の仕方、例えば予算の金額の単位とか一つとっても、つい我々議員とか行政の皆さんというのはなじみのある単位を使ってしまうのですけれども、一般の市民の皆さんからしたらなじみのない単位であるとか、そういったような話もたまに聞くことがありますので、そういったような細かい話かもしれませんが、検討もしていただきたいなと思いますし、先ほど来答弁の中で個別法や個別具体的な条例なのかどうかと。この公共サービス基本法が理念法でありますので、これを個別的に具体的に何かしようとした場合の根拠といったようなものが今現在法律ではないわけでありまして。ですので、自治体によっては公共サービス基本法ができたのだから、各自自治体の裁量によって公共サービス基本条例なんかをつくったらどうだろう。そこまでは話はちょっと飛躍しているかもしれませんが、今後においてはやはりそういったようなことも視野に入れつつ、それが条例の制定を絶対しなければならないというものではないかもしれませんが、条例の制定の有無にかかわらず、やはり新しい公共サービスのあり方、それから既存の公共サービスの見直しといったようなことも常日ごろから考えていただきたいなと思いますけれども、今のところ細かい公会計制度の中の書類の公開のあり方等について、あと公共サービス基本条例の制定の視野というようなことについてだけ、この項目についての最後の質問といたします。

○議長 北谷文夫君 総務部長。

○総務部長 角丸誠一君 まず、公会計のほうの住民にわかりやすいというような局長通達というのは19年の10月17日に総務省の自治財政局長通達で出てきております。その中では、財政健全化法の指数ともあわせながらわかりやすい4表のそれぞれ説明を行いなさいという形で書いてございます。4表というのは、先ほど言いました貸借対照表でございますけれども、どれほど資産や債務を有するのかというようなことをわかりやすく説明書きをする、あるいは行政コスト計算書では経常的な活動に伴うコストはこの程度かかるのですよというような、そういう説明、解説を加えたものなどを表記しなさいというような説明、表記のあり方で通知文書が来ているところであります。

それから、公共サービス基本条例の策定もというようなお話でございましたけれども、いかんせん何分私どももちょっとまだ知識が浅くて、どの程度のものをどのように盛り込めばいいのかということは、これは研さんして研究していかなければなりませんし、ちょっと道内の動きもまだ見えない状況もございますので、そういった状況も踏まえて、何をどういうふうにしていくのかということもあわせて研究、検討しながら進めてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をお願いしたいと存じます。

○議長 北谷文夫君 武田圭介議員。

○武田圭介議員 それでは次に、病院のほうに移りますけれども、当然新病院が開院していろいろと物理的な面、それからソフト面のこと、細かいことではいろいろとまだ開院後のちょっと煩雑な今時期に差しかかかっていて混乱もあるのかなというふうに思いますが、

往々にして、やはり旧病院よりも施設も新しいものですし、それから中が開放感があって広々としているものですから、私が聞いている限りでは個々細かいことではやはり改善が必要な点もあるのですけれども、皆さん非常に喜んでいらっしゃるというところがあるのです。ここから現実に戻ると、やはりあれだけの大きな病院をつかった以上は当然借金を抱えているわけですから、その借金を返していかないといけないということは、もちろん市長も病院長も含めだれもがわかっていることであります。その病院の経営ということを我々はやはり考えていかないといけないわけであって、本来これも議会等でもいろいろと発言していますが、患者さんがふえるということが社会的に考えるとそれはいいことなのかといえば、病人がふえるということなので余りよくないことかもしれませんが、やはりこれも一つの公共サービスですけれども、公立の病院、特に砂川は大きな病院というものが砂川の市立病院しかないものですし、さらには地域のセンター病院として急性期医療を担う大きな病院であります。ですので、病院の経営はやはり今新病院が開院したと同時にしっかりとそれは見ていかなければならないと。そのためにも、先ほど答弁であって、これからその病院会計規則の見直し等も含めて、それから管理会計等についてもいろいろと検討していきたいというお話でしたので、財務会計というものは様式が決まっています、これは例えば我々議会等、またはあるいは公のところに示されるものでありますけれども、管理会計というものは病院の経営者が把握すれば、極論を言えばどんな形式であってもいいわけなのです。これは、財務会計と管理会計異なりまして、当然ご承知かもしれませんが、管理会計は公表を前提とするようなものではありませんので、あくまでも内部資料として病院の経営者、さらには部門の責任者、それがさらに進めば末端に至る者のだれもが病院全体の経営状態にアクセスをして、自分一人一人が一体何をすればいいのかと。意識の覚せいにもつながりますし、今の病院の経営状況が各セクションの責任者だけではなく、本当一人一人が理解することができるのです。ですので、これも先ほどほかの議員さんが一般質問されていましたが、例えば病院の中ですべてをお金に換算するのは私はいいいとは思いますが、ただ病院経営という今立場からいえば、待ち時間がふえてしまったりとか、そういったところにどこかロスが出てきてしまうのではないかと。そういったようなことがやはりちりも積もればではありませんけれども、病院経営に与えてくる影響というものも大きくなっていくのかなというふうに思うのです。ですので、経営というとお金の面ばかりが強調されるのですが、そういった人の配置ですとか、いろんな細かな病院に関するいろんな備品ですとか、またはソフト面についてもそういったようなことについても全体的に事細かくいろいろ分析をして、やはり効率的な病院の経営運営ができ、さらには安定的な病院の経営ができるような体制というのを取り組んでいかないといけないのかなというふうに思っております。

具体的な質問になると、管理会計についても原価計算についても多分なかなか公立病院でここまで手が回っている病院って今の段階ではないと思うのですが、今後こういったよ

うな取り組みをしていかなければならないというような多分環境に置かれてくると思うのです。現在今DPCを導入していますけれども、DPCというのは、これも一つの考え方ですが、医療のその部門担当者が大体の額というか、必要な標準の治療の枠組みを決定して、それが各個別、いろんなDPC群があって上がってくると思うのですが、先ほど答弁にもあったように、そういったDPC群についてもやはり事細かに、これは外に出さない情報、本当管理会計の情報でいいのですけれども、横のセクションとのつながりの情報共有が図れる体制というものをやはり早期に構築していかなければいけない。その中に原価の計算というものも入れていかないといけませんけれども、なかなか新しいこういった取り組みというのはよそもやっていませんから難しいことでもありますけれども、よそがやっていないからやらないとか、よそがやっていることを参考にするということが大切ですが、よそがやっていないから先鞭をつけてやろうといったようなことも大切だと思っております。ですので、そういった新しい管理会計のあり方ということをうちの病院としてまだやっていませんから、入れていこうとした上で、これからの病院がどういう、どういう方向というのは管理会計を導入するという方向性は見えているのですけれども、今後こういった流れの中、スケジュール的にこういったスケジュール的な中で、それが5年先なのか10年先なのかわかりませんが、こういった段階で今の管理会計をみんなで共有しようかといったようなことを考えているのかという考えが今の時点でわかる段階でいいのですけれども、あればお示ししていただきたいなと思います。

○議長 北谷文夫君 市立病院事務局長。

○市立病院事務局長 小俣憲治君 地方公営企業会計、これについては基本的に今総務省のほうで24年度もしくは25年度をめどに一応改正するというので、それぞれ検討されているようです。それに合わせまして、基本的にはこの時期までには、今強化しなければいけないというのは原価計算システムを何とか強化していこうという考えでございます。それから、DPC、それぞれ現状ベンチマークなど、そういうことを活用しながら病院の経営、運営に生かしておりますけれども、これらをあわせてこれを強化する意味では原価計算、それぞれ医療指数を含めて原価計算システムの強化をここ1年、もしくはその会計制度が変わるまでには何とか強化していきたいという考えであります。ただ、いずれも幾らデータそろったとしても、これをいかに活用するかが問題でございますので、それらもあわせて研究していきたいというふうには一応考えております。

○議長 北谷文夫君 武田圭介議員。

○武田圭介議員 本当新しい病院に対する期待が高いので、こういった新しいシステムを、その年次年次の計画はいろいろあると思いますけれども、中央の動向等を、中央の動向というのは制度の改正という意味なのですけれども、そういったようなことを踏まえて的確なシステムを納入して、あとデータの分析についても内部で検討するだけではなくて、場合によっては外部の有識者というか、医療コンサルといったような話も今までも出ていま

したけれども、そういったものを有効に活用しながら病院の安定した経営につなげていただきたいなと思います。

時間がないので、次に教育委員会のほうに移ります。シチズンシップ教育といったようなことで、なかなかこういった教育はなれない言葉かもしれませんが、文部科学省のモデル事業として京都府の八幡市なんかでそういったようなことは取り組んでいます。そもそもこれの起源というものは、外国になってしまうのですけれども、10年ぐらい前にイギリスのほうでも若者の政治的無関心がふえたと。ちょうど今の日本と同じようにという語弊があるかもしれませんが、中央政界のほうの腐敗というか、いろいろと国民から見ていると、ちょっと右も左もわからないような迷走しているような状態にあったときに、やはり若者たちが政治に対する意識というものが軽んじられたというか、結局だれがなっても同じだと。それから、自分たちには余り影響がないと、まだ小さい子供たちでしたので。テレビを通じて、そういったような影響を受けてしまったと。そういったようなものをまた是正し、政治がなぜ必要であるのかというようなことの再認識、それから社会性を持たせることの大切さということ意識する上でも、そういったものに特化した教育が必要になるだろうといったようなことで導入されてきた。それが10年か15年おくれで日本に入ってきたものなのですからけれども、先ほど答弁にもありましたように、道徳とか普通の日常の総合の学習の時間とかではいろいろとやっていると思うのです。それは、私もいろいろと学校の地域参観やいろんな普通の参観日等に行って校長先生やいろんな先生とお話した中ではそういうことは聞いています。ですが、今回一般質問で言いましたように、これも先ほど病院でも言ったように、それから総務の話でもそうなのですが、よそがやっているところを見てやるというのは確かに安全かもしれませんが、私としてはやはりこれからの時代、砂川市であれば砂川市の独自の取り組みとしていろいろなことに果敢に各組織がチャレンジしてもいいのかなと。それが莫大な予算と借金を生むようなものであれば困りますけれども、ですが本当に将来の子供たちのことを考えたときに社会性ということは、学力の向上も大切ですが、他者を思いやる、それからなぜ社会性といって規則や規範がなければならないのかを知るといったことは非常に大切なことであると思うのです。ですので、この辺なかなか教育委員会から学校現場に直接というような話が難しい事情も承知しておりますけれども、その辺は先生方もやはり突き詰め合わせれば、その中の論議の中で本当に子供たちのためにと。砂川の子供たちが将来就職や進学で砂川から出るかもしれませんが、もしかしたらまた砂川に帰ってくるかもしれない。そういった未来の人づくりのためにもしっかりとした人格、高潔な人材を育成していくといったような崇高な理想、理念があってもいいと思うのです。ですので、その理念、理想といったものを掲げた上で、教育委員会としてはやはり学校現場にもうちょっと強く働きかけていただきたいなというふうに思いますけれども、この点についてどう思うかということ最後の質問としたいと思います。

○議長 北谷文夫君 教育次長。

○教育次長 森下敏彦君 武田議員さんのほうから子供たちの、将来を担う子供たちにはそういった市民性、いわゆる社会性も含めて身につけることが重要であると。そういうご提言でございました。シチズンシップ教育でうたっている、そういう各項目につきましては、それぞれ新たにそういう特化した教育という部分のところでは行っておりませんが、やはり学習指導要領が目指している、そういう将来を担う子供たちの育成に当たっては、それぞれ義務教育、それから高等学校教育もありますけれども、やはりその中で社会に出て必要な知識、そういったものをしっかりと培った中でその知識を生かして社会に出た段階でそれぞれよりよく判断をしていく能力、こういったものを育てていこうという、そういう崇高な理念のもとに教育を行っております、モデル的に取り組んでいる、そういうところもありますけれども、基本はやはり今回学習指導要領の改訂がございましたけれども、改訂の内容に沿って将来を担う子供たちに必要なそういう知識等についてはぐくんでいく、そういうことを目標としながら教育を進めてまいりたいと、そのように考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

◎延会宣告

○議長 北谷文夫君 本日はこれをもって延会といたします。

延会 午後 3時10分